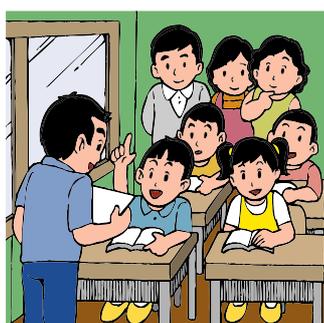


瑞穂町子ども・子育て支援事業計画



平成27年3月

瑞 穂 町

はじめに

現在、日本は、高齢者人口の増加率に比べ、出生率が低いことから、国全体を支える力が不足することが、問題となっています。この問題は、年月を重ねるごとに強く実感されるようになりました。周りを見わたせば、夫婦ともに仕事を持って、社会で活躍する家庭が増え、仕事、家事、子育てをどうやりくりするのかが、大きな課題となっています。仕事では、働き方を変えなくてはなりませんし、家庭内では家族それぞれが、家事を分担せざるを得ません。また、子育てでは保護者が不在の時や、子どもの急な病気の場合に備え、行政と地域が支援できる体制づくりが必要となります。



国は、子ども・子育てを支援するため、平成24年8月、子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」を制定し、「子ども・子育て支援新制度」の枠組みを示しました。この法律では、認定こども園制度が改善され、認定こども園・幼稚園・保育園に対する全体的な給付制度（国・都・町からの支援）として再構成されています。また、小規模保育制度を創設するなど、質の高い教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を目指すものとなっています。

国、東京都、瑞穂町、事業所、地域と各家庭が一体となって、次世代育成の役割を果たさなければ、これからの子育て機能を維持するのは困難です。町や事業所の役割や責任を明確にし、地域の協力を得て、新たな法律に沿った各種施策を具体的に展開することが求められています。

町では、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とする子ども・子育て支援事業計画を策定しました。この計画の策定に当たり、平成25年11月から12回に及び子ども・子育て会議を開催し、ニーズ調査、計画案の審議、パブリックコメントを実施しました。子ども・子育て会議には、保護者、幼稚園及び保育園関係者、学識経験者、子育て支援団体など様々な立場の方々にご参加いただきました。

町は、この計画に掲げる「子どもの健やかな成長を 地域でささえあうまち みずほ」を基本理念とし、就学前家庭への教育・保育の提供、地域子育て支援の充実、幼保連携に向けて取り組んでいきます。この計画を具体化するためには、関連する機関、団体、民間企業、そして町民の皆様の協働が必要不可欠です。今後とも、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定に当たり、熱心に協議、検討をいただいた子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、関係機関の皆様、ニーズ調査にご協力いただいた町民の皆様に厚く御礼申し上げます。

瑞穂町長

石塚 幸右衛門

目次

第1章 総論

- 1 計画策定の趣旨……………3
- 2 計画の性格と位置づけ……………5
- 3 計画の期間……………5

第2章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本理念……………9
- 2 計画の基本方針……………10
- 3 教育・保育提供区域の設定……………10

第3章 子ども・子育てを取り巻く現状

- 1 人口・世帯動向……………15
- 2 少子化の動向……………18
- 3 就労の状況……………20
- 4 子育て支援サービスの現状……………22
- 5 将来の子ども人口……………30
- 6 ニーズ（アンケート）調査結果からみる現状等……………31

第4章 計画の基本的事項 ～量の見込みと確保策～

- 1 幼児期の教育・保育……………41
- 2 地域子ども・子育て支援事業……………43
- 3 幼児期の教育・保育の一体的な提供及び推進方策……………51

第5章 計画の体系 ～次世代育成支援行動計画を踏まえて～

- ＜計画の体系＞……………55
- 第1節 すべての子育て家庭の支援……………58
- 第2節 母と子の健康づくり……………65
- 第3節 家庭・学校・地域の教育力の向上……………69
- 第4節 安心して子育てができる生活環境の整備……………76
- 第5節 支援が必要な子どもと家庭への取組みの推進……………80

第6章 計画の推進

- 1 計画推進の体制……………87
- 2 進捗状況の管理及び公表……………87

資料編

- 1 瑞穂町子ども・子育て会議条例……………91
- 2 平成25年度瑞穂町子ども・子育て会議委員募集要項……………93
- 3 瑞穂町子ども・子育て会議委員名簿……………95
- 4 (仮称)瑞穂町子ども・子育て支援事業計画(素案)に対する意見募集要領… 96
- 5 瑞穂町子ども・子育て会議実施経過……………98

第 1 章

総論

1 計画策定の趣旨

◎ 「次世代育成支援行動計画」の策定

急速な少子化の進行に的確に対処するための施策を総合的に推進するため、平成15年7月「次世代育成支援対策推進法」が10年間の時限立法として制定され、すべての地方自治体と、常時雇用する労働者の数が300人（一部改正後は100人）を超える事業主及び特定事業主は、次世代育成支援対策に10年間の集中的・計画的な取り組みを推進すべく、それぞれ「行動計画」の策定を義務づけられました。この計画は、「次世代育成支援対策推進法」に基づくとともに、平成15年に制定された「少子化社会対策基本法」の考え方も踏まえたものでした。

こうした国の動向から、瑞穂町においても、平成17年度を初年度とし21年度までの5年間を計画期間とする「次世代育成支援行動計画」（前期行動計画）を策定し、子育て支援の施策・事業を推進しました。

◎ 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略と「後期計画」の策定

国は、平成19年12月にとりまとめられた「子どもと家族を応援する日本」重点戦略で、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消には「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を“車の両輪”として進めていく必要があるとしており、そのうち「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」については、仕事と生活の調和推進官民トップ会議で「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」がとりまとめられました。平成22年1月29日には、『子ども・子育てビジョン ～子どもの笑顔があふれる社会のために～』が閣議決定され、平成26年度を目途とした国の子ども・子育て支援策が示されました。

また、平成17年3月に策定された「次世代育成支援行動計画」（前期）に引き続き、後期5年間を対象とする「次世代育成支援後期行動計画」が、平成22年3月、再び全地方自治体で策定され、町においても『瑞穂町次世代育成支援行動計画（後期計画）』を策定しました。後期計画策定にあたっては、前期計画の成果と課題を踏まえるとともに、「次世代育成支援対策推進法」の一部改正への積極的な対応を図り、計画を取りまとめました。

◎ 「子ども・子育て支援新制度」と「子ども・子育て支援事業計画」の策定

平成24年8月、「子ども・子育て支援法」などの「子ども・子育て関連3法」が成立し、「子ども・子育て支援新制度」の枠組みが国から示されました。

子育てをめぐるっては、近年、都市部を中心に保育所に入れにくい“待機児童”が存在する一方で、子どもの減少で近くに保育の場がなくなった地域もあること等の課題が

指摘されていますが、「子ども・子育て支援新制度」は、そうした課題の解決に向けて様々な取り組みを進めていくことを念頭に置いています。そうした取り組みの1つに「子ども・子育て支援事業計画」の策定があり、全市町村に、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保などに関する計画を定めることが求められています。また、「次世代育成支援対策推進法」については、平成26年4月、10年間延長されることが決定され、「行動計画」に関しても任意化して延長されることが国より示されています。

町でも、上記のような流れを踏まえて、『瑞穂町次世代育成支援行動計画（後期計画）』の施策や事業の進捗状況等の確認・評価を実施しつつ、『瑞穂町子ども・子育て支援事業計画』を策定しました。

〈子ども・子育て支援新制度〉

●主なポイント

- ① 認定こども園制度の改善（「幼保連携型認定こども園」の改善等）
：「幼保連携型認定こども園」について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ② 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- ③ 地域の子ども・子育て支援の充実
：「利用者支援事業」、「地域子育て支援拠点事業」 など

子ども・子育て支援給付

<施設型給付>

- ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付

<地域型保育給付>

- ・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

<児童手当>

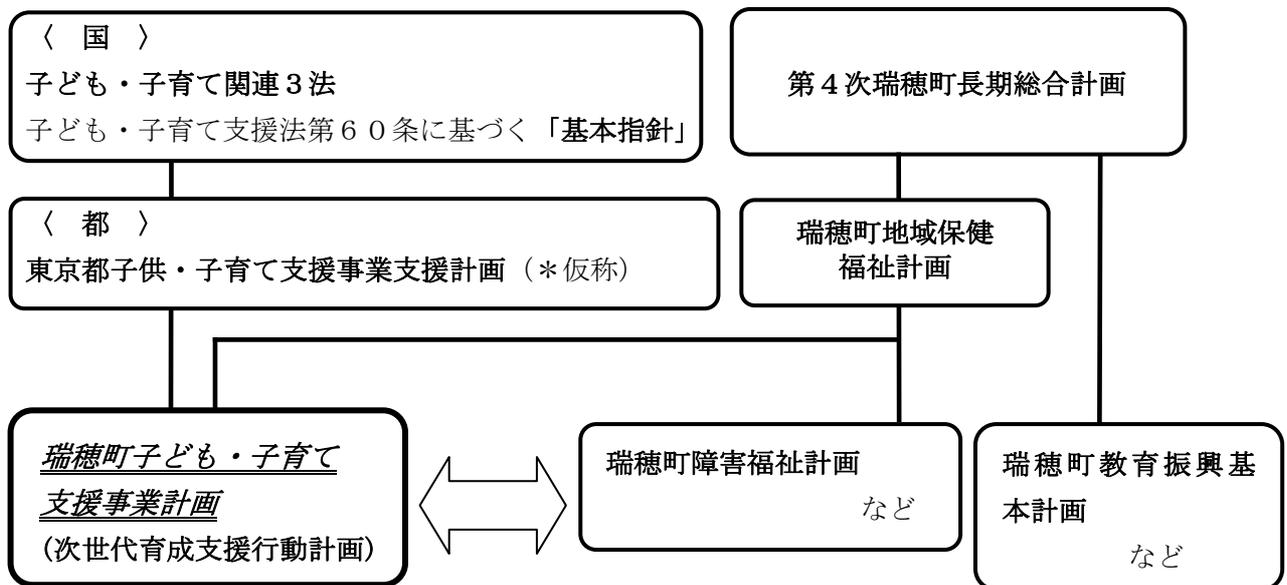
「教育・保育給付」

地域子ども・子育て支援事業

- ・利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業 など
- ・延長保育事業、病児・病後児保育事業
- ・放課後児童健全育成事業
- ・妊婦健康診査

2 計画の性格と位置づけ

- ◇本計画は、町が今後進めていく子ども・子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めた計画で、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」の性格を併せ持ちます。また、『瑞穂町次世代育成支援行動計画（後期計画）』の主要部分を引き継ぎ、包含しています。
- ◇国・東京都それぞれが策定した関連の計画や、町が策定した各種計画との整合、連携を図ります。
- ◇『第4次瑞穂町長期総合計画』（平成23～32年度）の部門計画として策定します。



3 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度を初年度として、平成31年度までの5年間です。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度
現計画期間									
				見直し	次期計画期間（未定）				

第 2 章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

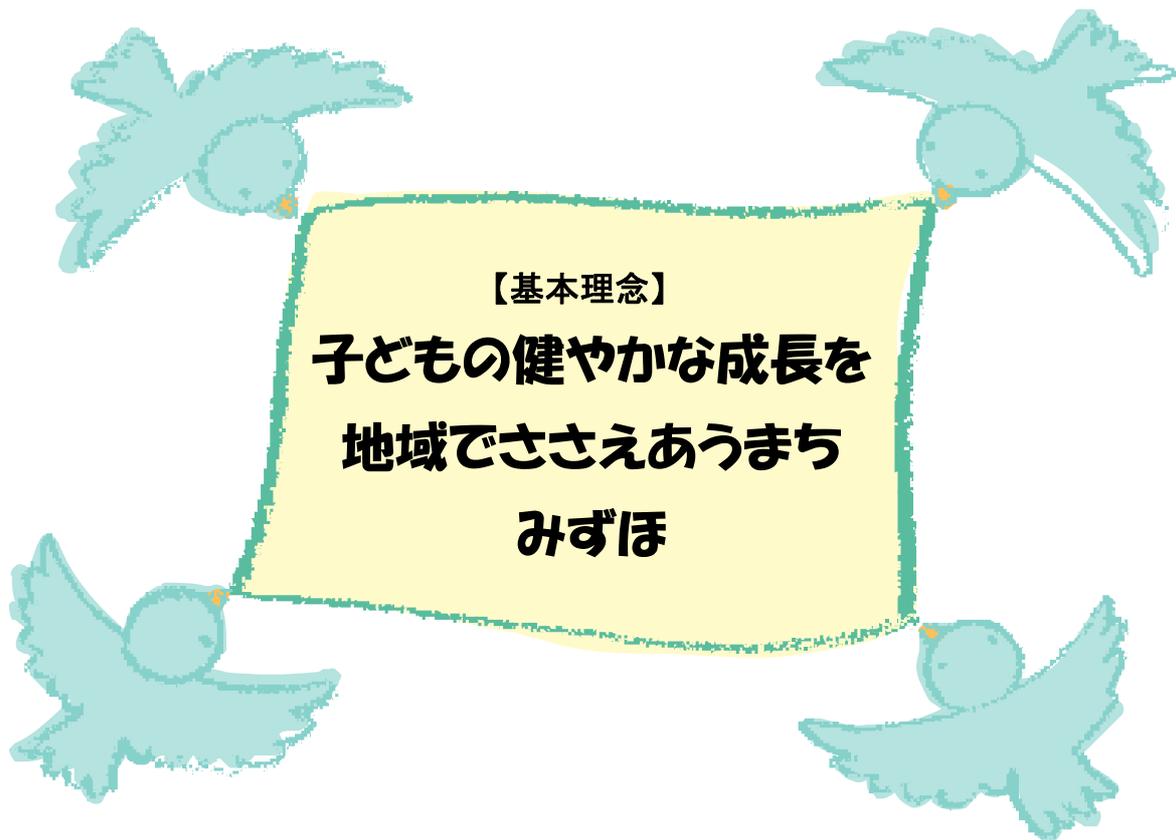
「子ども」は、地域社会の希望であり、未来の担い手です。子どもの健やかな成長と子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもちろんのことですが、将来の瑞穂町の担い手を育成する重要な未来への投資であり、地域全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

また、子どもが日々成長していく存在であるように、「親」もまた、日々の子育てを通して成長していく存在です。全ての子育て家庭を対象に、こうしたいいわゆる「親育ち」の過程を支援していくことも必要です。

子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が、主体的に子育てを行うことを前提として、家庭、学校、地域、職域、行政その他の社会のあらゆる分野におけるすべての人が、それぞれの役割を果たし、お互いに協働しあい、行われなければなりません。

本計画は、町の実情に依拠して、子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し、その内容及び水準が良質かつ適切なものとなるよう策定するものです。

以上のような考えをもとに、この計画の「基本理念」を次のとおり設定します。



なお、この「基本理念」の実現に向けては、行政及び町民一人ひとりや保護者、さらに関係団体、関係機関等と連携、協働しながら、その具体化に努めていきます。

2 計画の基本方針

「子ども・子育て支援新制度」の趣旨と制度の実施主体である町の実情を踏まえ、制度の施行を通して町が目指す基本方針として次の3点を掲げ、各施策・事業の横断的取り組みの中で着実な推進を図ります。

1 すべての就学前家庭への希望する教育・保育の提供

2 地域子育て支援の充実

3 幼保連携の推進

3 教育・保育提供区域の設定

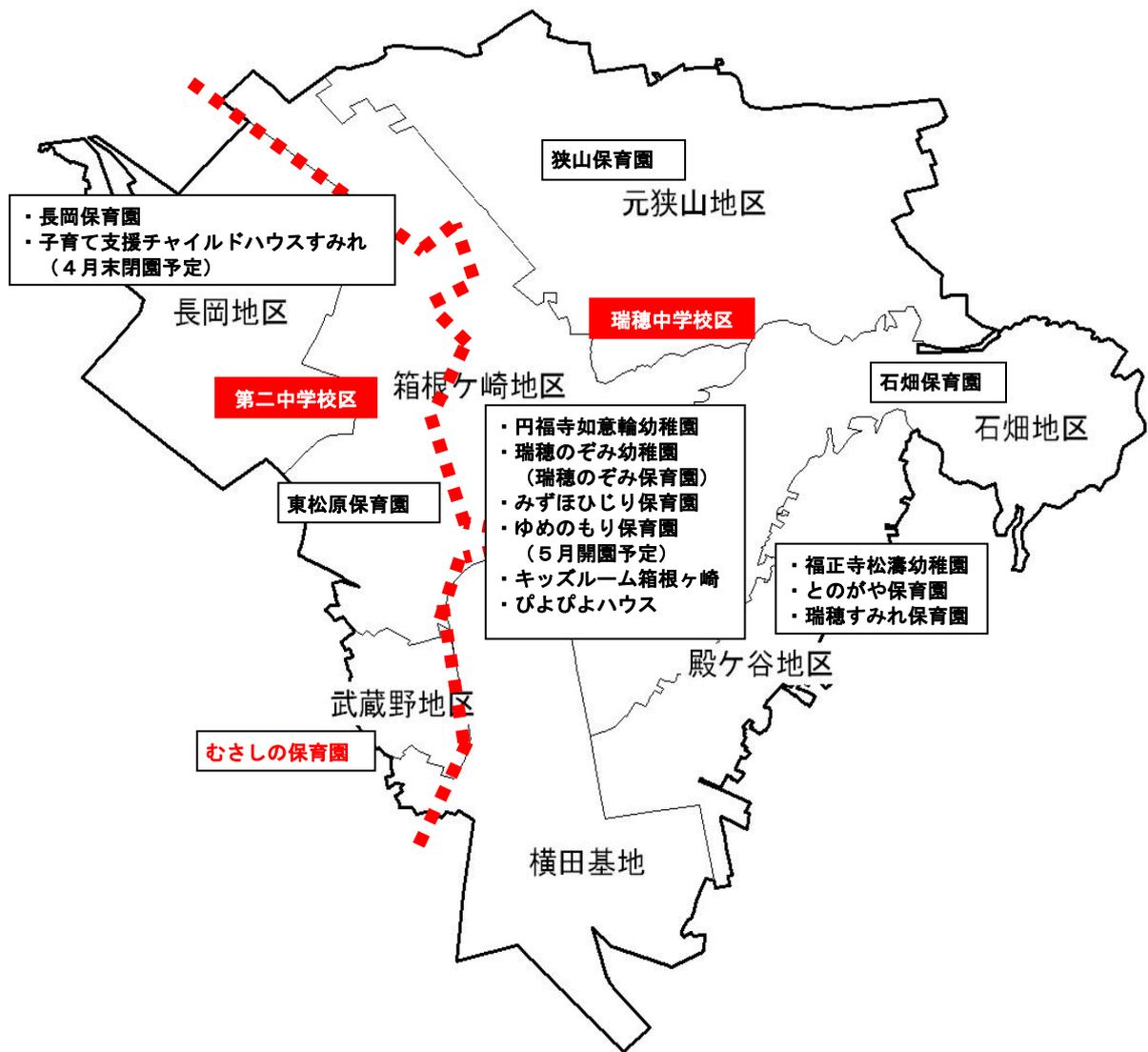
子ども・子育て支援法では、地域の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じた「区域」（教育・保育提供区域）を、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の中で設定するものとしています。

区域の設定に関して、町では、

- 6歳未満の児童の人口が減少傾向であること
 - 教育・保育施設の設置が、町中央部に50%程度となっている状況であること
 - 区域内での量の見込み・調整が可能であること
 - 施設の充足率の偏りが比較的解消されること
- などの理由から、

町全域を「1区域」として設定する

こととします。



■ 6歳未満児童人口 (平成26年4月1日現在)

地区名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
殿ヶ谷	23	30	28	27	23	27	158
石畑	19	22	34	33	21	30	159
箱根ヶ崎	73	71	54	77	68	63	406
長岡	32	22	28	30	37	27	176
元狭山	37	44	41	39	41	56	258
武蔵野	38	57	49	53	57	50	304
合計	222	246	234	259	247	253	1,461

第 3 章

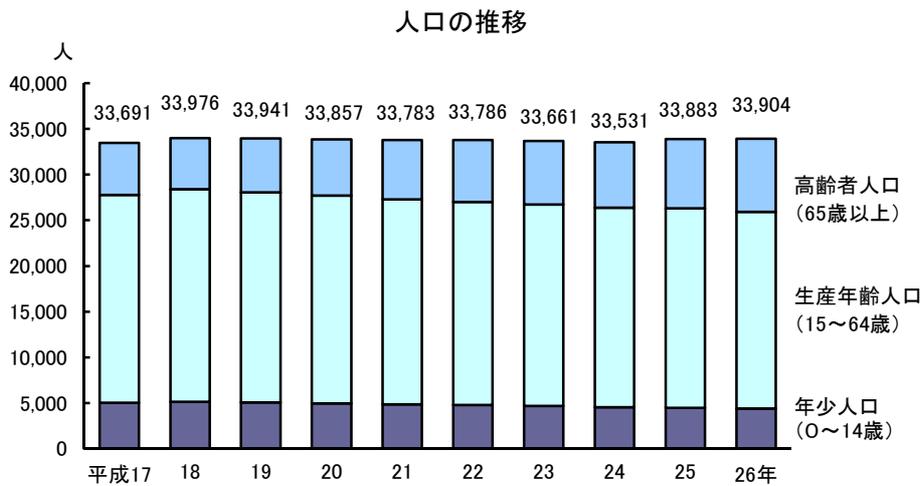
子ども・子育てを取り巻く現状

1 人口・世帯動向

① 人口の推移

町の人口は、平成26年1月現在の住民基本台帳で33,904人となっており、ここ数年間は33,000人台で推移しています。

年齢3区分で見ると、年少人口(0～14歳人口)の割合は13.0%、高齢者人口(65歳以上人口)の割合は23.5%であり、高齢者人口は「次世代育成支援行動計画(後期計画)」策定時(平成21年)より4.3ポイント増加しています。年少人口は徐々に減少、高齢者人口は増加傾向にあり、生産年齢人口(15～64歳人口)も減少しつつあります。

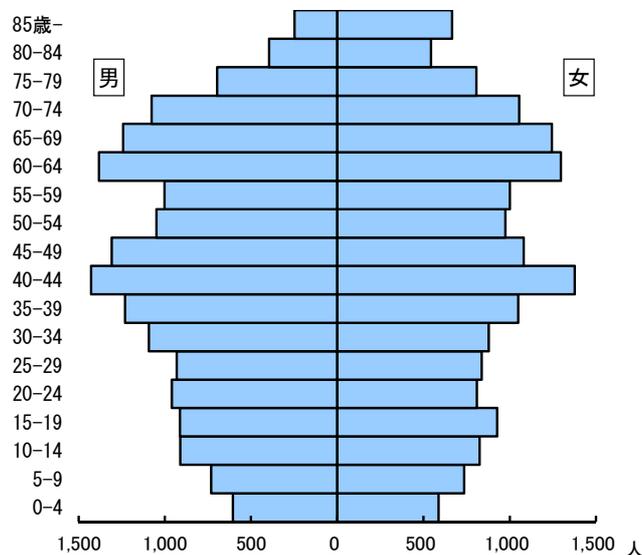


資料: 国勢調査(平成17年・10月1日現在)、
住民基本台帳(平成18年～・各年1月1日現在)

② 年齢構成

人口構成を人口ピラミッドで見ると、60歳代前半の“ポスト団塊の世代”及び40歳代前半の“団塊ジュニア世代”が多くなっています。40歳代前半をピークに若年層になるほど人口規模は縮小しつつあります。

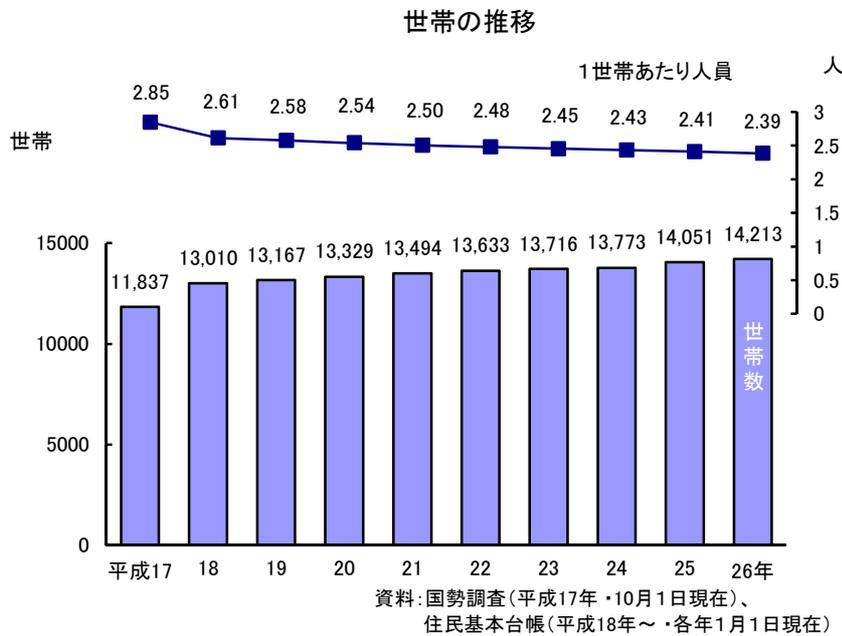
年齢5歳階級別人口(平成26年1月1日現在)



資料: 住民基本台帳

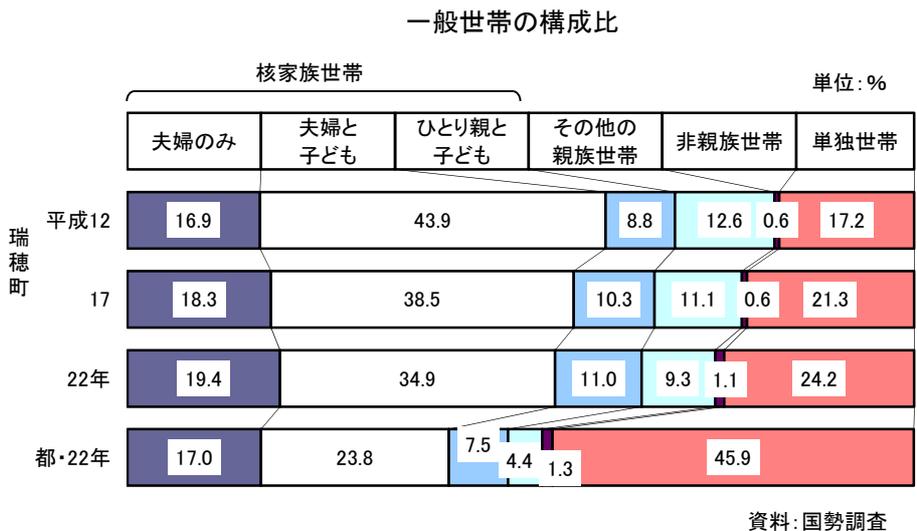
③ 世帯の推移

世帯総数は、平成26年1月現在の住民基本台帳で14,213世帯と増加を続けていますが、1世帯あたりの人数は過去30年間にわたり一貫して減少しており、平成26年では2.39人と規模の縮小が続いています。

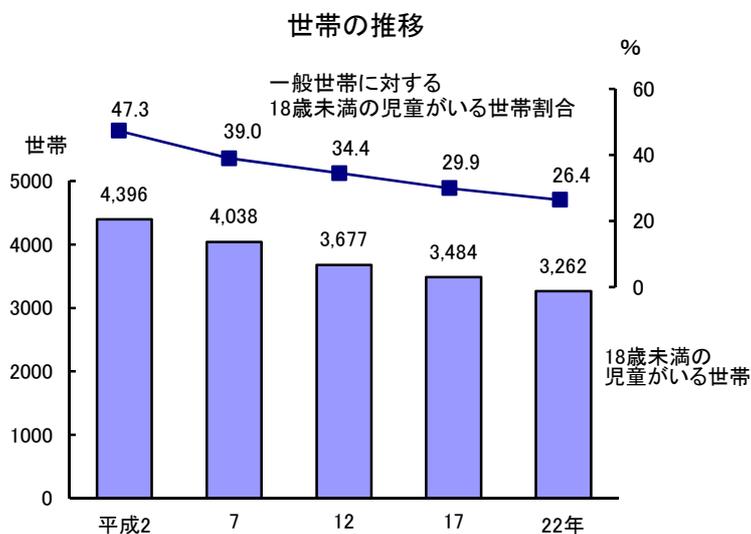


④ 世帯構成

世帯構成では、核家族世帯が6割台半ばを占めますが、「夫婦と子ども」世帯が減少し、「夫婦のみ」及び「ひとり親と子ども」世帯の増加がみられます。また、「単身世帯」の割合は、東京都全体と比較すると半分ほどの割合にとどまりますが、徐々に増加しています。



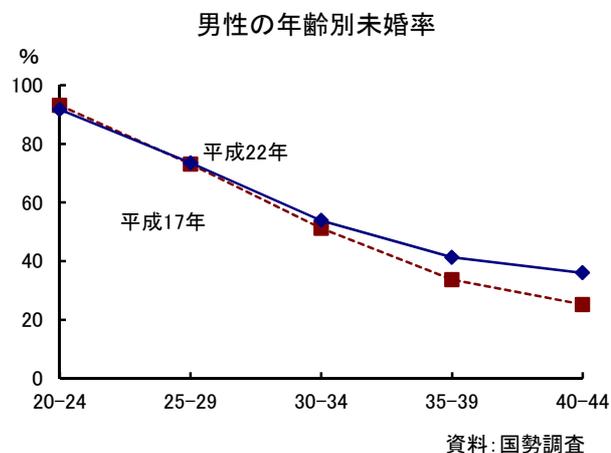
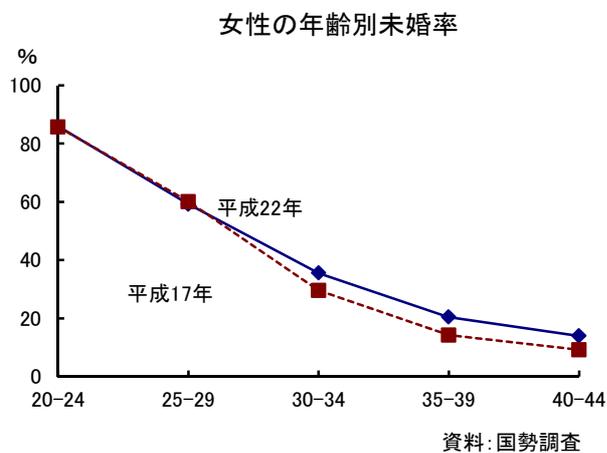
18歳未満の児童がいる世帯数は、平成2年以降減少が続いており、平成26年では3,262世帯となっています。これに伴い、一般世帯に対する世帯割合も減少し、平成26年では平成2年時点の半分強の26.4%となっています。



⑤ 配偶関係

平成17年及び平成22年の20～40歳代前半までの未婚率を、男女別及び年齢区分で比較すると、女性では、平成22年の20歳代の未婚率が平成17年の未婚率より、わずかに減少しているものの、30歳代以降ではすべての年齢で平成17年の未婚率を上回っています。男性でも、20歳代前半の未婚率がわずかに減少したことを除けば、すべての年齢で平成17年の未婚率を上回っています。

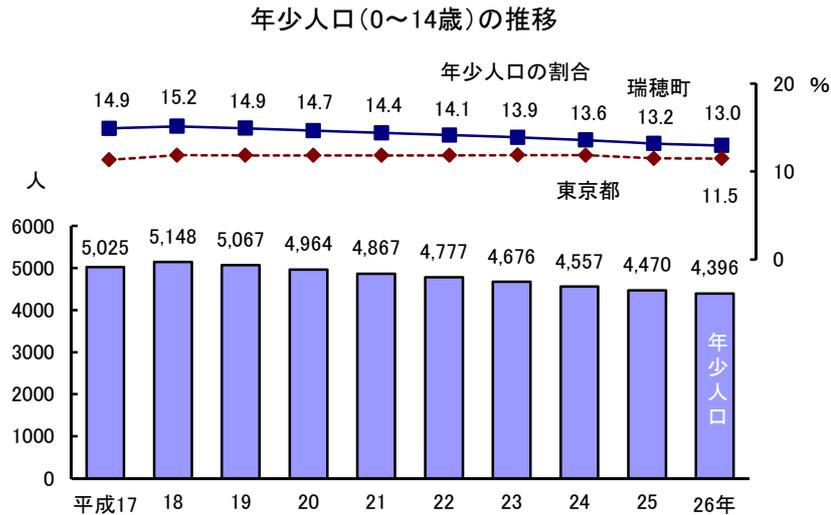
とりわけ、平成22年の女性の30歳代前半の未婚率は、平成17年より6.0ポイント上昇しており、同年代の男性が1.6ポイント増であることと比較すると、女性の晩婚化がより進んでいると言えます。



2 少子化の動向

① 年少人口（0～14歳）の推移

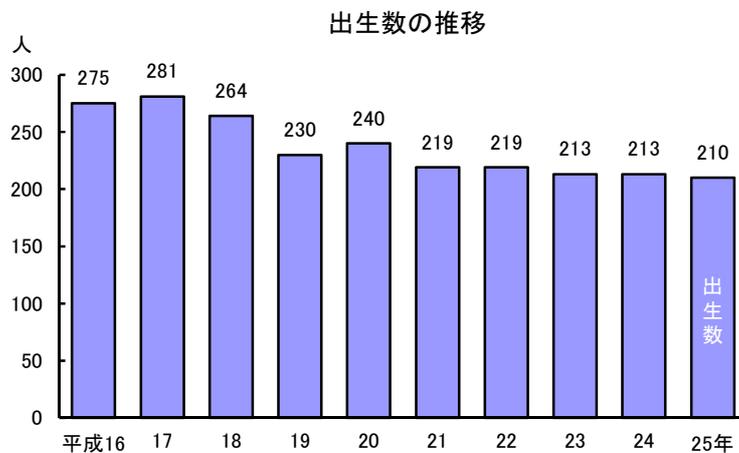
町の年少人口は徐々に減少を続けているとはいえ、その割合は平成17年から常に東京都を上回って推移してきました。しかし、平成19年以降は都の数値との差が縮まってきています。平成26年時点では都の11.5%に対し、町は13.0%と、その差は1.5ポイントです。



資料: 国勢調査(平成17年・10月1日現在)、
住民基本台帳(平成18年～・各年1月1日現在)

② 出生数

出生数は減少傾向にあり、近年では200人台で推移しています。



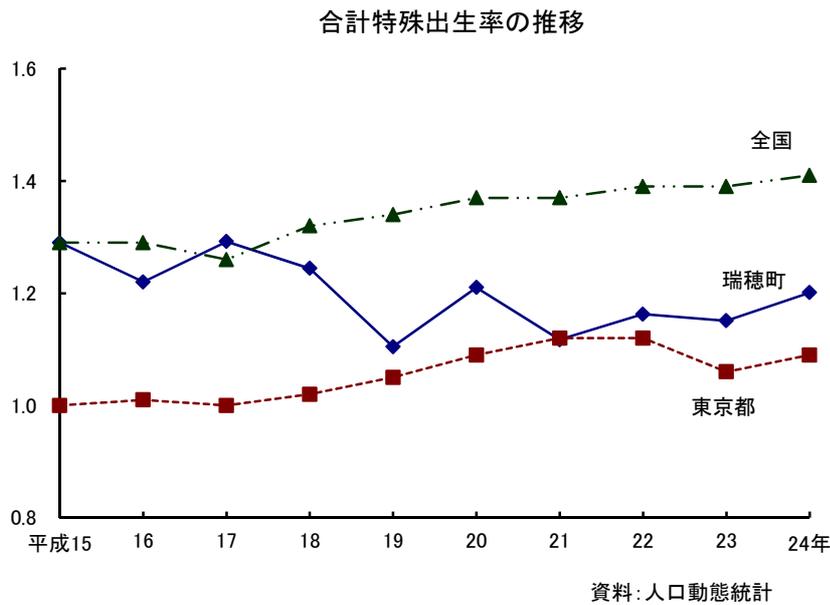
資料: 人口動態統計

③ 合計特殊出生率

合計特殊出生率(*)は、平成17年までは東京都及び全国とも減少の傾向にあり、平成18年以降は、平成23年に東京都が落ち込みを見せた以外は東京都、全国ともに前年より増加あるいは横ばいの状態で推移しています。

こうしたなか、町の合計特殊出生率は、平成18年以降増加と減少を繰り返しつつも全国平均を下回っており、平成21年では東京都と同水準になりましたが、平成22年からは再び東京都を上回っています。

平成24年では、町が1.20、全国が1.41、都が1.09となっています。



*合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に平均何人子どもを生むかを計算したものです。

3 就労の状況

① 女性の年齢別就業率

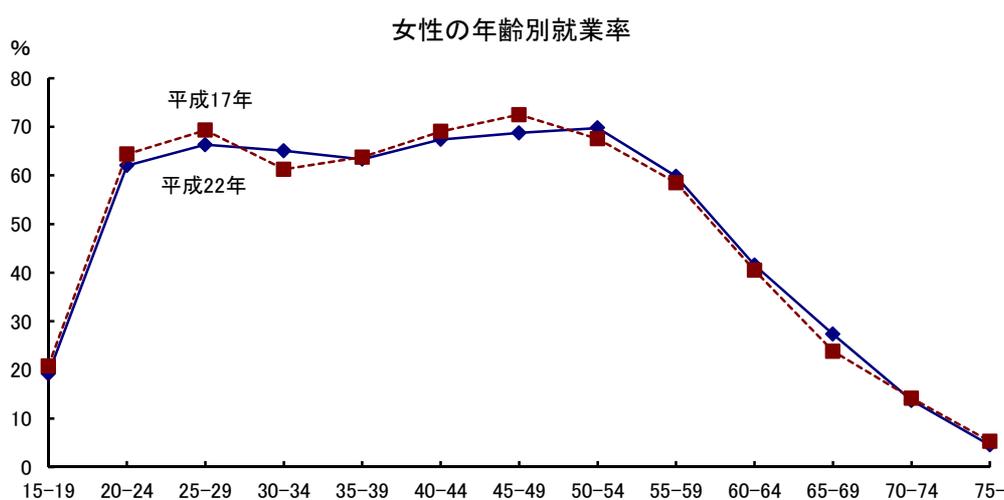
平成22年の就業率は、男性65.5%、女性46.1%となっており、女性のおよそ2人に1人は就業していることとなります。

	総数(人) (a)	労働力人口(人)			就業率(%) (b/a)
		総数	就業者 (b)	完全失業者	
男性	14,551	10,471	9,534	937	65.5
女性	14,252	6,998	6,573	425	46.1

資料：国勢調査

女性の年齢別就業率については、平成22年と平成17年を比較すると、平成22年ではM字型曲線(*)がより緩やかになり台形に近くなっています。それとともに、平成17年では曲線の頂点が20歳代後半(69.3%)および40歳代後半(72.5%)、谷の年齢が30歳代前半(61.2%)であるのに対し、平成22年では頂点が20歳代後半(66.3%)および50歳代前半(69.7%)、谷の年齢が30歳代後半(63.3%)となっており、頂点および谷の年齢が上昇していることが分かります。

*M字型曲線：結婚・出産により一旦労働市場から離れた女性が、子育てが終わると再び労働市場に戻ってくるという日本の女性に特徴的な傾向。



資料：国勢調査

② 産業別就業者割合

平成22年の産業別就業者割合は、「製造業」22.1%が最も多く、次いで「卸売・小売業」15.6%、「医療・福祉」9.6%などの順となっています。

女性の産業別就業者割合では「卸売・小売業」が19.6%、「医療・福祉」が18.2%、「製造業」が17.0%などの順となっています。女性の就業者が男性の就業者を上回る業種は、「医療・福祉」で7割台後半を女性が占めるのをはじめ、「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」などとなっています。

産業別就業者数（平成22年10月1日現在）

単位：人、%

区分		総数		女性	
			構成比		構成比
総数		16,107	100.0	6,573	100.0
第1次産業	計	322	2.0	98	1.5
	農業	316	2.0	97	1.5
	林業	6	0.0	1	0.0
	漁業	-	-	-	-
第2次産業	計	5,014	31.1	1,325	20.2
	鉱業	9	0.1	1	0.0
	建設業	1,439	8.9	208	3.2
	製造業	3,566	22.1	1,116	17.0
第3次産業	計	10,034	62.3	4,886	74.3
	電気・ガス・熱供給・水道業	50	0.3	6	0.1
	情報通信業	252	1.6	60	0.9
	運輸業	1,327	8.2	348	5.3
	卸売・小売業	2,506	15.6	1,287	19.6
	金融・保険業	233	1.4	136	2.1
	不動産業	314	1.9	125	1.9
	学術研究、専門・技術サービス業	301	1.9	93	1.4
	宿泊業、飲食サービス業	890	5.5	563	8.6
	生活関連サービス業、娯楽業	626	3.9	377	5.7
	教育、学習支援業	431	2.7	255	3.9
	医療、福祉	1,544	9.6	1,196	18.2
	複合サービス事業	69	0.4	27	0.4
	サービス業(他に分類されないもの)	1,072	6.7	316	4.8
公務(他に分類されるものを除く)	419	2.6	97	1.5	
分類不能の産業	737	4.6	264	4.0	

資料：国勢調査

4 子育て支援サービスの現状

① 認可保育所の状況

町内には、平成26年4月1日現在で7園の認可保育所があり、内訳は公立が2園、私立が5園となっています。

各園では、延長保育や土曜日の保育、子育て支援事業等を実施しており、1園を除き、一時預かりも行っていきます。

認可保育所の概要（平成26年4月1日現在）

名 称	公立 私立	所在地	受入開始 年 齢	定員 (人)	保育時間（月～土曜日） 上段：通常保育時間 下段：延長保育時間
石畑保育園	公	大字石畑 1837 番地	0歳	110	7:30～18:30 18:30～19:00
むさしの保育園	公	むさし野一丁目5番地	0歳	120	7:30～18:30 7:00～ 7:30 及び 18:30～19:00
東松原保育園	私	箱根ヶ崎東松原 16番地8	0歳	90	7:30～18:30 18:30～19:00
狭山保育園	私	大字駒形富士山 420番地	0歳	100	7:30～18:30 18:30～19:00
長岡保育園	私	長岡四丁目 11 番地 14	0歳	90	7:30～18:30 18:30～19:00
みずほひじり保育園	私	大字箱根ヶ崎 2515番地1	0歳	74	7:30～18:30 18:30～19:00
とのがや保育園	私	大字殿ヶ谷 892 番地4	0歳	60	7:30～18:30 18:30～19:00

名 称	延長保育	一時預かり	子育て支援事業
石畑保育園	○	○	○
むさしの保育園	○	○	○
東松原保育園	○	○	○
狭山保育園	○	○	○
長岡保育園	○	○	○
みずほひじり保育園	○	○	○
とのがや保育園	○	—	○

資料：町福祉課

平成26年4月1日現在の7園合計の入園児童の数は、合計定員数644人に対して、610人となっています。入園児童数の推移は、平成22年から平成26年にかけて全体としては微増減はあるもののほぼ横ばいの傾向を示しています。

また、年齢別入園者数では、「3歳児」と「4歳児」が最も多く、ともに合計で127人となっており、0～2歳児の合計入園者数は231人と、全体の4割弱（37.8%）となっています。

また、平成26年4月1日現在の待機児童数は、0歳児2人、1歳児5人、合計7人となっており、定員枠の少ない低年齢クラスでの待機児童が出ています。

認可保育所の年齢別入園者数（平成26年4月1日現在）

単位：人

名 称	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合 計
石畑保育園	8 (0)	14 (1)	20 (0)	23 (0)	17 (0)	21 (1)	103 (2)
むさしの保育園	7 (0)	15 (0)	20 (0)	25 (0)	27 (0)	29 (0)	123 (0)
東松原保育園	6 (0)	12 (0)	13 (1)	18 (0)	18 (0)	13 (0)	80 (1)
狭山保育園	5 (1)	15 (0)	15 (0)	16 (0)	18 (0)	24 (0)	93 (1)
長岡保育園	8 (0)	12 (0)	12 (1)	20 (1)	19 (0)	11 (1)	82 (3)
みずほひじり保育園	4 (0)	12 (0)	7 (0)	12 (0)	17 (0)	15 (0)	67 (0)
とのがや保育園	2 (0)	12 (1)	12 (1)	13 (1)	11 (1)	12 (0)	62 (4)
合 計	40 (1)	92 (2)	99 (3)	127 (2)	127 (1)	125 (2)	610 (11)

*表中の（ ）内は、町外児童の数（内数）

資料：町福祉課

認可保育所の入園者数の推移（各年4月1日現在）

単位：人

名 称	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
石畑保育園	111 (5)	103 (4)	108 (1)	100 (3)	103 (2)
むさしの保育園	119 (0)	126 (0)	115 (1)	119 (3)	123 (0)
東松原保育園	90 (4)	86 (3)	80 (3)	75 (2)	80 (1)
狭山保育園	104 (2)	92 (0)	91 (0)	94 (0)	93 (1)
長岡保育園	91 (2)	88 (0)	81 (1)	72 (3)	82 (3)
みずほひじり保育園	81 (1)	79 (2)	74 (1)	65 (0)	67 (0)
とのがや保育園	—	37 (0)	51 (2)	60 (6)	62 (4)
合 計	596 (14)	611 (9)	600 (9)	585 (17)	610 (11)

*表中の（ ）内は、町外児童の数（内数）

資料：町福祉課

② 認証保育所の状況

町内には、平成26年4月1日現在で4園の認証保育所があり、各園では、13時間の開所時間内で各保護者と個別に契約しています。契約時間を超えた場合は20時までであれば延長保育が可能であり、その他、一時預かりや土曜日の保育も実施しています。

認証保育所の概要（平成26年4月1日現在）

名 称	所在地	受入開始 年 齢	定員 (人)	保育時間（月～土曜日） （13時間の範囲で各自 が契約を行う）
キッズルーム箱根ヶ崎	瑞穂町大字箱根ヶ崎 313 番地 1	0 歳	27	7:00～20:00
ぴよぴよハウス	瑞穂町大字箱根ヶ崎 463 番地 6	0 歳	28	7:00～20:00
子育て支援チャイルド ハウスすみれ	瑞穂町長岡一丁目 20 番地 3	0 歳	21	7:00～20:00
瑞穂すみれ保育園	瑞穂町大字殿ヶ谷 834 番地 17	0 歳	30	7:00～20:00

資料：町福祉課

平成26年4月1日現在の4園合計の入園児童の数は、合計定員数106人に対して、77人となっています。入園児童数の推移は、平成22年から平成26年にかけて微増減しつつも全体的には減少傾向を示しています。

また、年齢別入園者数では、「2歳児」が最も多く、合計で16人となっており、0～2歳児の合計入園者数は40人と、全体の半数強（51.9%）となっています。

認証保育所の年齢別入園者数（平成26年4月1日現在）

単位：人

名 称	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合 計
キッズルーム箱根ヶ崎	1 (0)	3 (0)	7 (4)	0 (0)	5 (2)	2 (1)	18 (7)
ぴよぴよハウス	1 (0)	5 (0)	4 (0)	5 (0)	4 (0)	2 (0)	21 (0)
子育て支援チャイルドハウスすみれ	5 (2)	1 (0)	1 (0)	1 (1)	1 (0)	1 (1)	10 (4)
瑞穂すみれ保育園	2 (0)	6 (1)	4 (2)	7 (3)	5 (1)	4 (1)	28 (8)
合 計	9 (2)	15 (1)	16 (6)	13 (4)	15 (3)	9 (3)	77 (19)

*表中の（ ）内は、町外児童の数（内数）

資料：町福祉課

認証保育所の入園者数の推移（各年4月1日現在）

単位：人

名 称	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
キッズルーム箱根ヶ崎	24 (0)	18 (1)	15 (3)	21 (10)	18 (7)
ぴよぴよハウス	26 (1)	25 (0)	28 (1)	21 (0)	21 (0)
子育て支援チャイルドハウスすみれ	21 (2)	17 (1)	18 (2)	9 (2)	10 (4)
瑞穂すみれ保育園	28 (3)	29 (2)	29 (3)	30 (6)	28 (8)
合 計	99 (6)	89 (4)	90 (9)	81 (18)	77 (19)

*表中の（ ）内は、町外児童の数（内数）

資料：町福祉課

③ 幼稚園の状況

町内には、平成26年5月1日現在、2園の私立幼稚園があり、通常の開所時間の他に預かり保育や子育て支援事業等を実施しています。

幼稚園の概要（平成26年5月1日現在）

名 称	所在地	受入開始 年 齢	定員 (人)	保育時間（月～金曜日）	
				上段：通常保育時間	
				下段：預かり保育時間	
福正寺松濤幼稚園	大字殿ヶ谷 1127 番地	満 3 歳	160	9：15～14:00	
				8:15～9:15 及び 14:00～18:00	
円福寺如意輪幼稚園	大字箱根ヶ崎 137 番地	満 3 歳	400	8：45～14:00	
				7:30～8:45 及び 14:00～19:00	

資料：町福祉課

平成26年5月1日現在の2園合計の入園児童の数は、合計定員数560人に対して、362人となっています。入園児童数は、平成22年以降減少傾向にありましたが、平成26年では再び平成22年の児童数にまで増加しています。

また、年齢別入園者数では、「4歳児」が最も多く、合計で129人となっています。

幼稚園の年齢別入園者数（平成26年5月1日現在）

単位：人

名 称	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合 計
福正寺松濤幼稚園	0 (0)	10 (2)	13 (3)	11 (3)	34 (8)
円福寺如意輪幼稚園	15 (10)	102 (48)	116 (65)	95 (34)	328 (157)
合 計	15 (10)	112 (50)	129 (68)	106 (37)	362 (165)

*表中の（ ）内は、町外児童の数（内数）

資料：町福祉課

幼稚園の入園者数の推移（各年5月1日現在）

単位：人

名 称	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
福正寺松濤幼稚園	64 (10)	53 (9)	38 (8)	39 (8)	34 (8)
円福寺如意輪幼稚園	269 (99)	262 (102)	275 (114)	313 (137)	328 (157)
合 計	333 (109)	315 (111)	313 (122)	352 (145)	362 (165)

*表中の（ ）内は、町外児童の数（内数）

資料：町福祉課

④ 認定こども園の状況

町内には、平成26年4月1日現在、1園の認定こども園があり、園では、11時間の開所時間内で各保護者と個別に契約しています。契約時間を超えた場合は18時30分まで延長保育が可能であり、その他、一時預かりや子育て支援事業等も実施しています。

認定こども園の概要（平成26年4月1日現在）

名 称	所在地	受入開始 年 齢	定員 (人)	保育時間（月～土曜日） （11時間の範囲で各自が 契約を行う）
きぼうのにわこどもえん	大字箱根ヶ崎 2492 番地	0 歳	85	7：30～18：30

資料：町福祉課

認定こども園の年齢別入園者数（平成26年4月1日現在）

単位：人

名 称	0 歳児	1 歳児	2 歳児	満 3 歳 児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合 計
きぼうのにわこどもえん	0(0)	2(0)	3(0)	1(0)	10(2)	16(3)	13(1)	45(6)

*表中の（ ）内は、町外児童の数（内数）

資料：町福祉課

認定こども園の利用者数の推移（各年4月1日現在）

単位：人

名 称	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
きぼうのにわこどもえん	—	37 (9)	47 (12)	52 (9)	45 (6)

*表中の（ ）内は、町外児童の数（内数）

資料：町福祉課

※平成27年度から町内の認定こども園は廃止となります。

⑤ 学童保育クラブの状況

町内には、平成26年4月1日現在で6か所の学童保育クラブがあります。利用者数は、平成22年から平成26年にかけて全体的に増加の傾向にあります。

また、学年別利用者数では、小学4年生の利用が26人と、全体の1割弱程度となっています。

学童保育クラブの概要（平成26年4月1日現在）

名 称	小学校区	定員（人）
あすなろ学童保育クラブ	瑞穂一小・瑞穂五小	50
第二小学童保育クラブ	瑞穂二小	40
第三小学童保育クラブ	瑞穂三小	40
第三小学童保育クラブ分室	瑞穂三小	30
第四小学童保育クラブ	瑞穂四小	50
西松原学童保育クラブ	瑞穂四小	40

学童保育クラブの利用者数の推移（各年4月1日現在）

単位：人

名 称	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
あすなろ学童保育クラブ	62	62	62	62	87
第二小学童保育クラブ	50	50	49	48	52
第三小学童保育クラブ	49	47	49	43	39
第三小学童保育クラブ分室	36	44	40	39	34
第四小学童保育クラブ	62	64	61	59	52
西松原学童保育クラブ	48	49	48	51	54
合 計	307	316	309	302	318

学童保育クラブの学年別利用者数（平成26年4月1日現在）

単位：人

名 称	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合 計
あすなろ学童保育クラブ	34	34	14	5	0	0	87
第二小学童保育クラブ	11	25	11	5	0	0	52
第三小学童保育クラブ	15	14	7	3	0	0	39
第三小学童保育クラブ分室	14	8	10	2	0	0	34
第四小学童保育クラブ	20	16	14	2	0	0	52
西松原学童保育クラブ	22	16	7	9	0	0	54
合 計	116	113	63	26	0	0	318

資料：町福祉課

町では、平成26年4月1日現在、第一小学校東校舎3階の多目的室を利用し「ランドセル来館事業」を実施しています。この事業は待機児童対策として、小学校区の最寄りの施設において平成23年から実施しています。

ランドセル来館事業の利用者数の推移（各年4月1日現在）

単位：人

名 称	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
瑞穂第一小学校 (小学校区：第一小学校)	—	13	17	18	19
長岡会館 (小学校区：第二小学校)	—	10	4	5	0
武蔵野防災会館 (小学校区：第四小学校)	—	0	10	0	0
高齢者福祉センター寿楽 (小学校区：第五小学校)	—	9	0	11	0
合 計	—	32	31	34	19

ランドセル来館事業の学年別利用者数（平成26年4月1日現在）

単位：人

名 称	1 年 生	2 年 生	3 年 生	4 年 生	5 年 生	6 年 生	合 計
瑞穂第一小学校	6	7	4	2	0	0	19
長岡会館	0	0	0	0	0	0	0
武蔵野防災会館	0	0	0	0	0	0	0
高齢者福祉センター 一寿楽	0	0	0	0	0	0	0
合 計	6	7	4	2	0	0	19

資料：町福祉課

5 将来の子ども人口

本計画の計画期間最終年である平成31年までの推計児童人口は、年々減少の見込みとなっています。平成31年には、平成26年4月1日の3,318人より児童人口は596人少なくなると推計されます。

国立人口問題研究所による人口推計によると、町の0～11歳の子ども的人数は、平成27年から平成31年にかけて年々減少し、合計では380人減少すると予測されています。

子ども（0～11歳・男女別）人口（平成26年4月1日現在）

年齢	男	女	計
0歳	118	105	223
1歳	124	119	243
2歳	126	107	233
3歳	124	133	257
4歳	120	128	248
5歳	133	121	254
6歳	150	139	289
7歳	151	124	275
8歳	156	149	305
9歳	151	181	332
10歳	150	155	305
11歳	188	166	354
合計	1,691	1,627	3,318

資料：町福祉課

将来の子ども（0～11歳）人口（各年4月1日現在）

年齢	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	215	209	204	198	193
1歳	213	210	207	204	201
2歳	229	225	221	217	213
3歳	240	230	220	210	200
4歳	227	220	213	206	199
5歳	246	237	227	218	209
6歳	255	248	241	234	227
7歳	260	253	246	238	231
8歳	290	283	276	269	261
9歳	307	296	285	274	263
10歳	296	285	273	262	251
11歳	325	312	300	288	275
計	3,103	3,008	2,913	2,818	2,723

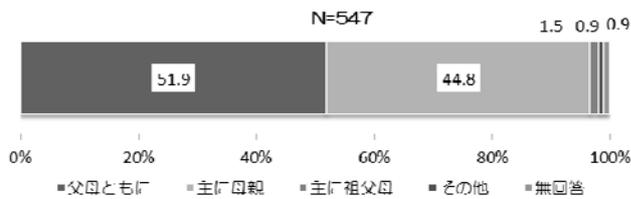
資料：国立人口問題研究所推計値

6 ニーズ（アンケート）調査結果からみる現状等

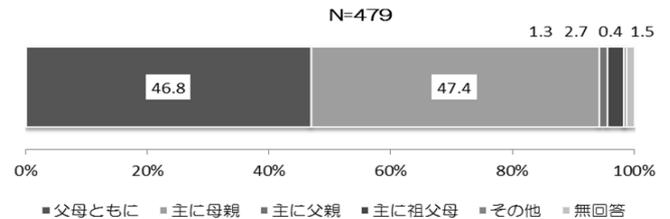
① 子育てを主にしている人

子育て（教育を含む）を主にしている人については、未就学児保護者調査では「父母ともに」が、小学生保護者調査では「主に母親」が最も多く、それぞれ51.9%、47.4%となっています。

〈未就学児保護者〉



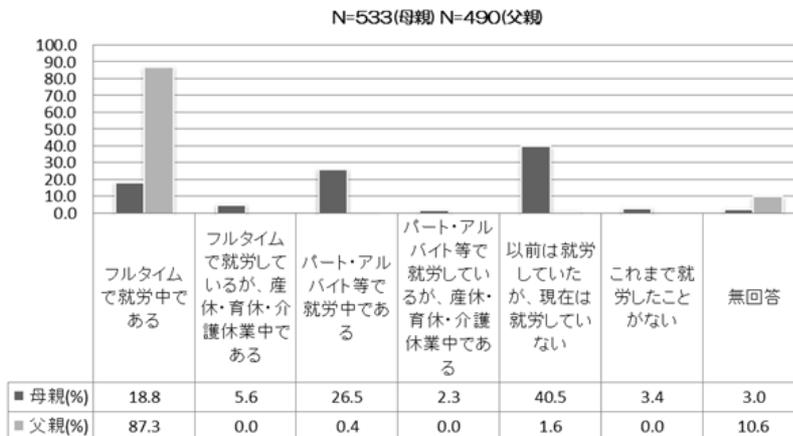
〈小学生保護者〉



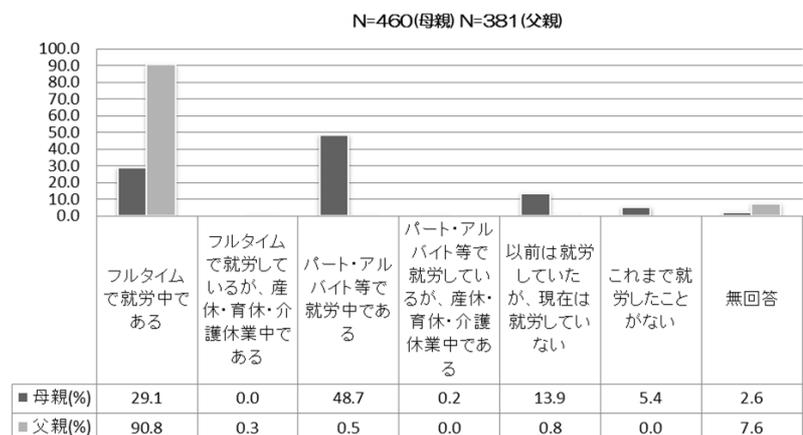
② 保護者の就労状況

保護者の就労状況について、未就学児保護者調査では、母親が「以前は就労していたが、現在はしていない」（40.5%）が最も多くなっています。次いで「パート・アルバイト等で就労中である」（26.5%）が多くなっており、フルタイム就労中の母親（18.8%）と合わせると、何らかの形で働いている母親は4割台半ばとなっています。

〈未就学児保護者〉



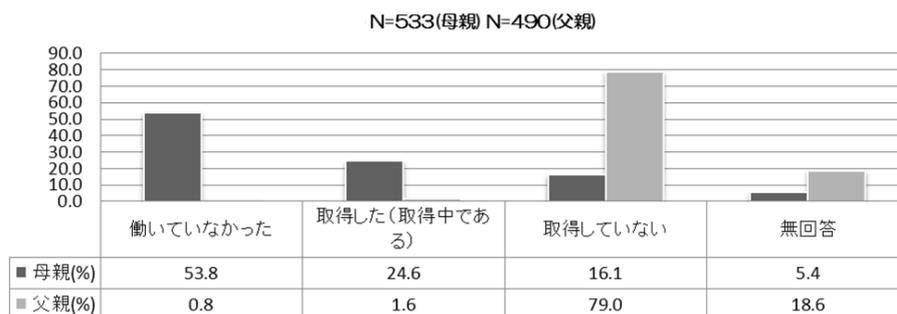
〈小学生保護者〉



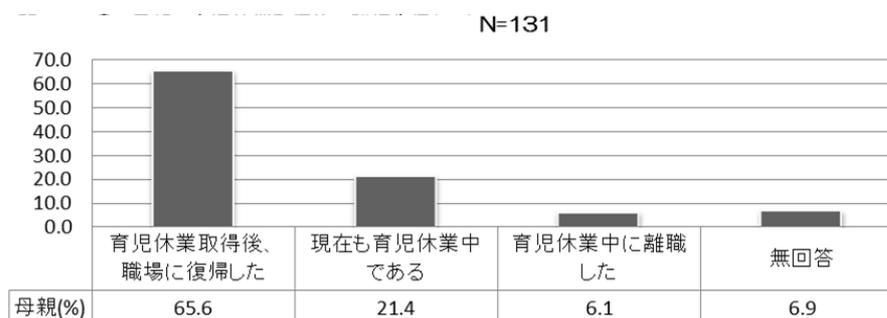
③ 育児休業について（未就学児保護者調査）

育児休業の状況について、母親では、子どもが産まれた時「働いていなかった」が半数を超え最も多く、父親では「取得していない」が8割弱と最も多くなっています。育児休業を「取得した（取得中である）」父母は、それぞれ1.6%、24.6%と少ないですが、そのうち、「育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した母親は6割台半ばと高い値となっています。また、「取得していない」と回答した母親も16.1%と1割台に上っています。

・ 育児休業を取得したか

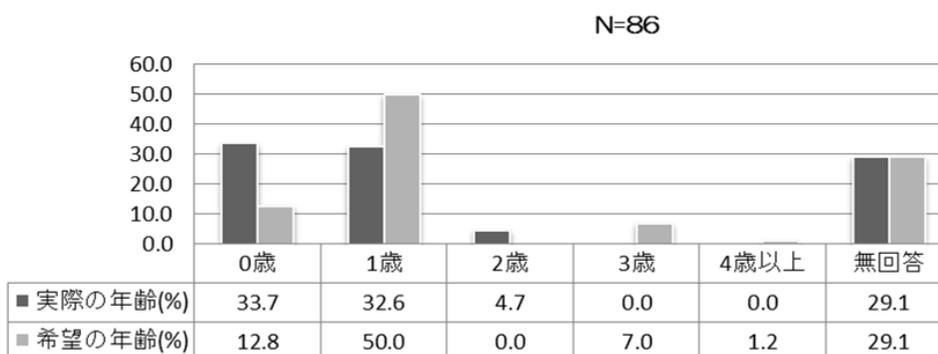


・ 育児休業取得後、職場へ復帰したか



また、職場復帰した時の子どもの年齢では、希望の年齢としては「1歳」と回答した母親が最も多くなっていますが、実際の年齢をみると「0歳」と「1歳」の割合がどちらも3割強と大差なく、理想のタイミングで職場復帰ができなかった母親が少なくない状況であることがうかがえます。

・ 職場復帰した時の子どもの年齢

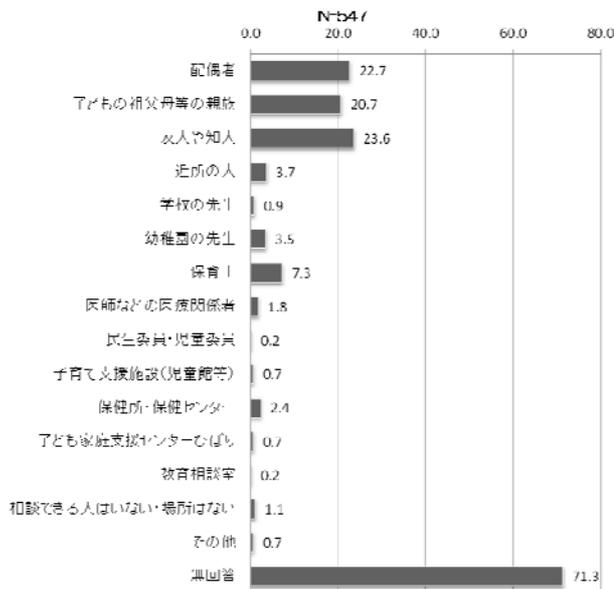


④ 気軽に相談できる先 【複数回答】

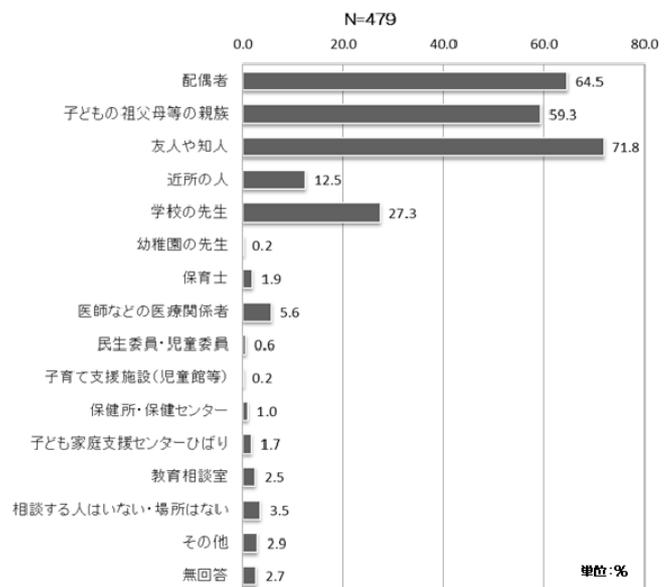
気軽に相談できる先については、未就学児保護者調査では無回答が7割と最も多くなっていますが、回答があった中では、「配偶者」（22.7%）、「子どもの祖父母等の親族」（20.7%）、「友人や知人」（23.6%）がそれぞれ2割強と多くなっています。

また、小学生保護者調査では、「友人や知人」が7割強で最も多く、次いで「配偶者」が6割台半ばで多くなっています。

〈未就学児保護者〉



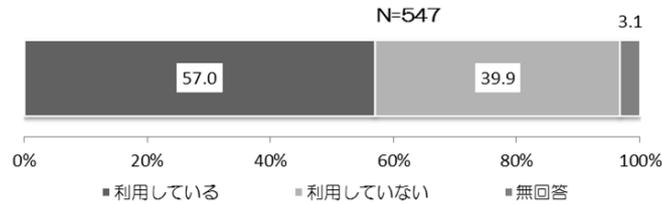
〈小学生保護者〉



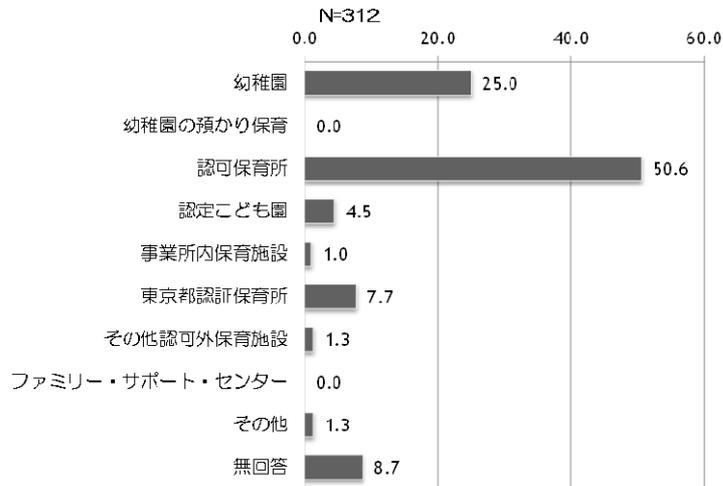
⑤ 「定期的な教育・保育事業」の利用について（未就学児保護者調査）

「定期的な教育・保育事業」の利用については、「利用している」が5割台後半で多くなっており、そのうち、平日利用している事業（現在の利用状況）として「認可保育所」を回答した人が、半数を超え最も多くなっています。

・利用の状況

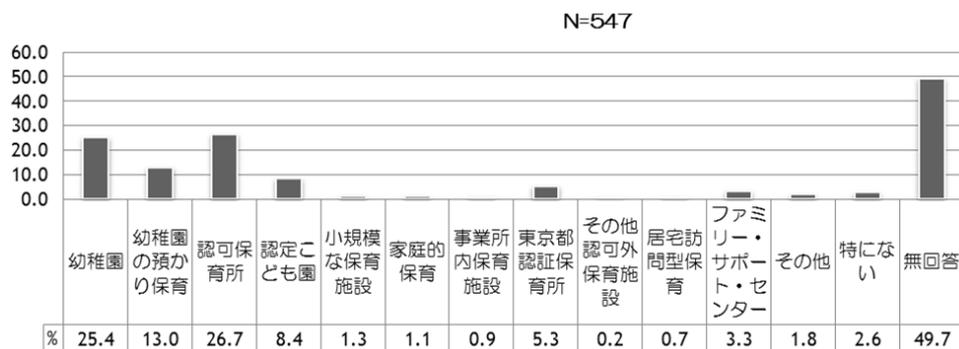


【複数回答】



また、教育・保育事業として定期的にご利用したい事業については、「無回答」（49.7%）が最も多くなっていますが、回答があった中では、「認可保育所」（26.7%）と「幼稚園」（25.4%）が多くなっています。

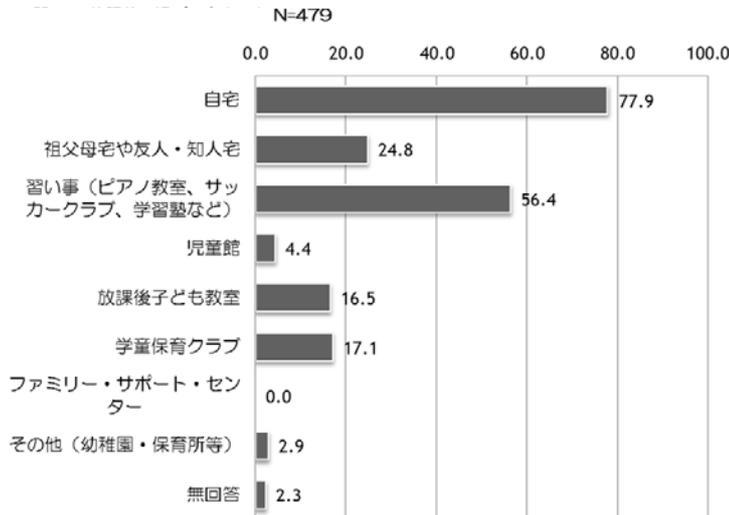
・利用希望



⑥ 「学童クラブ」の利用について（小学生保護者調査）

放課後の過ごし方では、「学童保育クラブ」と回答した人が17.1%で、そのうち週4日以上利用している人が8割強となっています。

・放課後の過ごし方【複数回答】



・週及び月あたりの利用日数

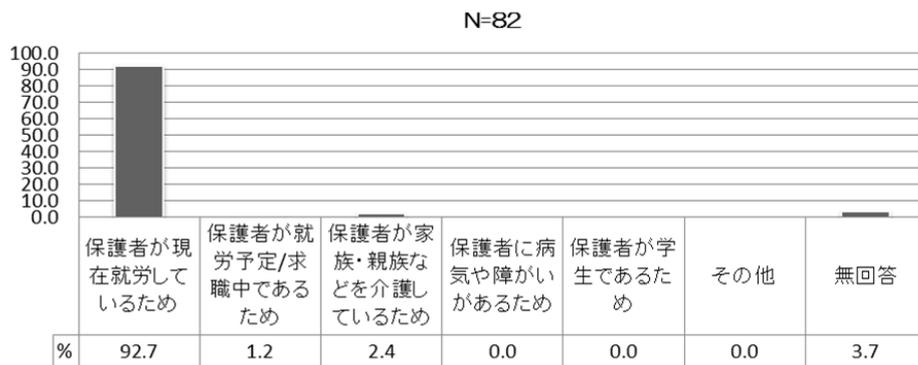
	自宅 N=373		祖父母宅や友人・知人宅 N=119		習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など) N=270		児童館 N=21		※放課後子ども教室 N=79		学童保育クラブ N=82		ファミリー・サポート・センター N=0		その他(幼稚園・保育所等) N=14	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
1日	46	12.3	36	30.3	72	26.7	12	57.1	73	92.4	1	1.2	0	0.0	2	14.3
2日	68	18.2	29	24.4	90	33.3	4	19.0	0	0.0	2	2.4	0	0.0	5	35.7
3日	59	15.8	25	21.0	63	23.3	2	9.5	0	0.0	8	9.8	0	0.0	2	14.3
4日	48	12.9	5	4.2	26	9.6	0	0.0	0	0.0	24	29.3	0	0.0	1	7.1
5日	96	25.7	23	19.3	11	4.1	1	4.8	2	2.5	41	50.0	0	0.0	3	21.4
6日	9	2.4	0	0.0	7	2.6	1	4.8	0	0.0	4	4.9	0	0.0	0	0.0
7日	26	7.0	1	0.8	1	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
無回答	21	5.6	0	0.0	0	0.0	1	4.8	4	5.1	2	2.4	0	0.0	1	7.1

※「放課後子ども教室」は、月あたりの利用日数

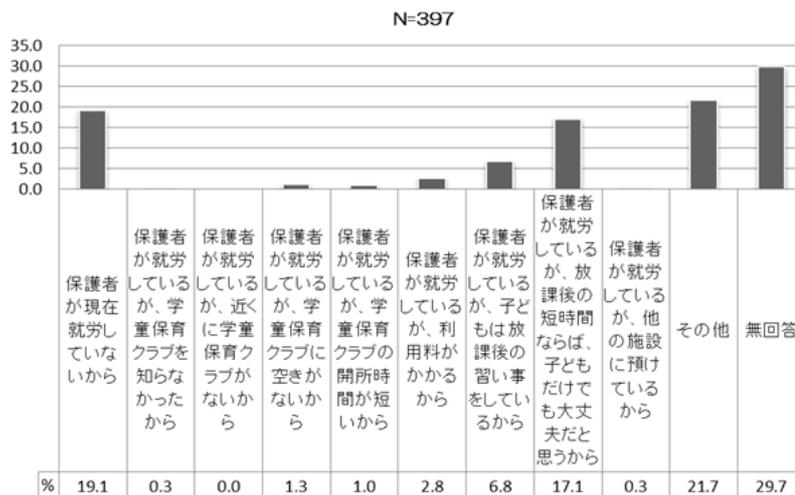
学童保育クラブを利用している理由としては、「保護者が現在就労しているため」が9割強で圧倒的に多くなっています。利用していない理由としては、「無回答」（29.7%）が最も多くなっていますが、回答があった中では、「その他」（21.7%）と「保護者が現在就労していないから」（19.1%）、「保護者が就労しているが、放課後の短時間ならば子どもだけでも大丈夫だと思うから」（17.1%）が多くなっています。

また、今後学童保育を利用したいかについては、「利用したい」が2.3%であったのに対し、「今後も利用しない」が64.0%と多くなっています。

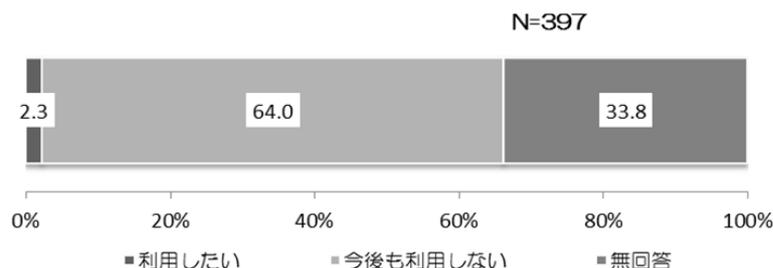
・利用の理由



・利用していない理由



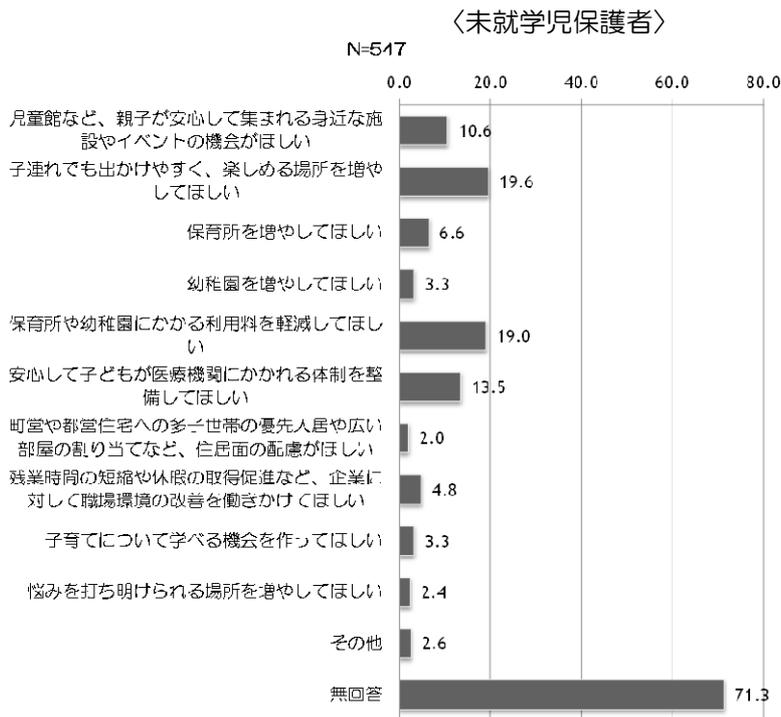
・今後の利用希望



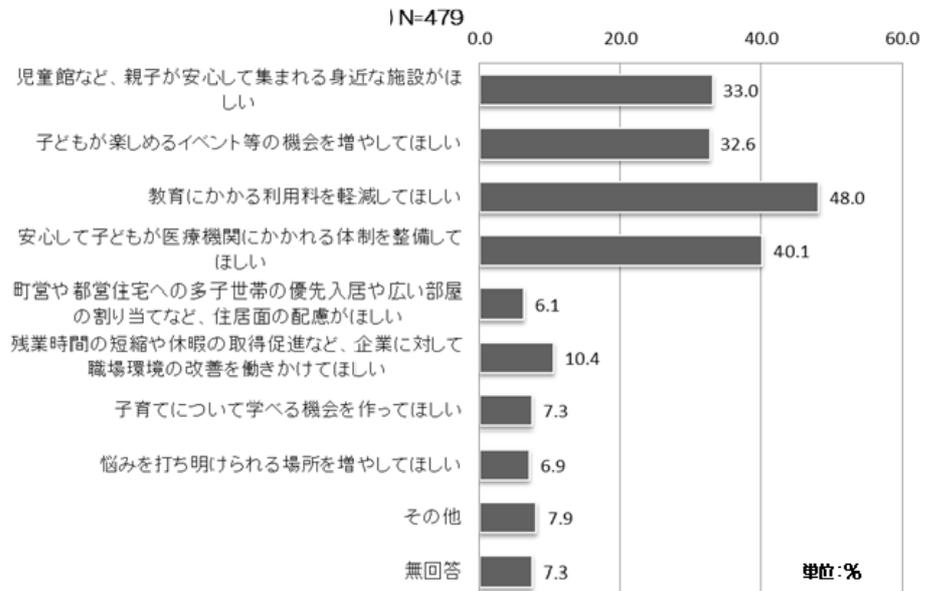
⑦ 瑞穂町に対して望む子育て支援 【複数回答】

町に対して望む子育て支援について、未就学児保護者調査では「無回答」(71.3%)が最も多くなっていますが、回答があった中では、「子連れでも出かけやすく、楽しめる場所を増やしてほしい」(19.6%)と「保育所や幼稚園にかかる利用料を軽減してほしい」(19.0%)が多くなっています。

また、小学生保護者調査では、「教育にかかる利用料を軽減してほしい」(48.0%)が最も多く、次いで「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」(40.1%)となっています。

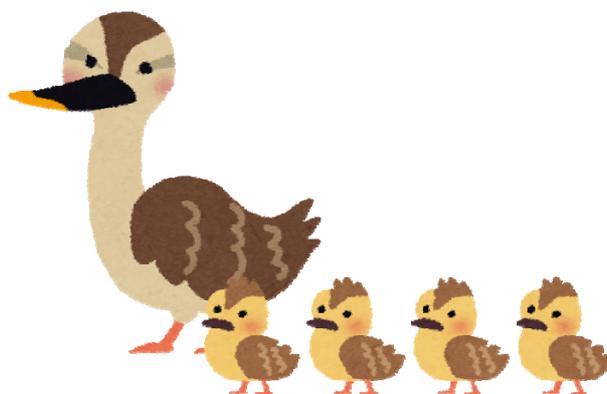


〈小学生保護者〉



第 4 章

計画の基本的事項 ～量の見込みと確保策～



1 幼児期の教育・保育

◎各年度における幼児期の教育・保育の量の見込み及びその提供体制の確保の内容・実施時期

■ 1号認定（3-5歳 教育のみ）

1号認定（3-5歳 学校教育のみ）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	256人	247人	237人	228人	219人
②確保の内容	630人 幼稚園3園	630人 幼稚園3園	630人 幼稚園3園	630人 幼稚園3園	630人 幼稚園3園
②-①	374人	383人	393人	402人	411人

■ 2号認定（3-5歳 保育の必要性あり）

2号認定（3-5歳 保育の必要性あり）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	427人	411人	396人	380人	364人
②確保の内容	464人 認可保育所7園、認証保育所3園	464人 認可保育所7園、認証保育所3園	464人 認可保育所7園、認証保育所3園	464人 認可保育所7園、認証保育所3園	464人 認可保育所7園、認証保育所3園
②-①	37人	53人	68人	84人	100人

■ 3号認定（0-2歳 保育の必要性あり）

3号認定（0-2歳 保育の必要性あり）		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	0歳	100人	98人	95人	93人	90人
	1-2歳	230人	226人	222人	219人	215人
	計	330人	324人	317人	312人	305人
②確保の内容	0歳	73人	73人	89人	89人	89人
	1-2歳	228人	228人	228人	228人	228人
	計	301人 認可保育所7園、小規模保育所2園、認証保育所3園	301人 認可保育所7園、小規模保育所2園、認証保育所3園	301人 認可保育所7園、小規模保育所2園、認証保育所3園	301人 認可保育所7園、小規模保育所2園、認証保育所3園	301人 認可保育所7園、小規模保育所2園、認証保育所3園
②-①	0歳	▲27人	▲25人	▲6人	▲4人	▲1人
	1-2歳	▲2人	2人	6人	9人	13人
	計	▲29人	▲23人	0人	5人	12人

【量の見込み】

調査において抽出されたニーズ量を「量の見込み」（必要利用定員総数）として設定しました。

【確保の方策】

平成27年度、既存施設2園が小規模保育所に移行することから、0歳から2歳の定員を確保します。

しかし、「量の見込み」に対して、3号認定（0-2歳、保育の必要性あり）の提供体制が確保できていません。そのうち、0歳について確保ができていないため、幼稚園や認証保育所を認定こども園や小規模保育所等に移行することで、対応する必要があります。各園の意向を踏まえながら、平成29年度までの移行を目指します。

平成29年度までに3号認定の0歳児の定員枠を16人分確保します。

平成27年度の定員の状況は、次のとおりです。平成27年4月から認定こども園1園が廃止されました。

施設名 施設数		認 定	1号認定	2号認定	3号認定		合計
			3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0歳 保育の必 要性あり	1-2歳 保育の必 要性あり	
幼稚園	3園		630人	—	—	—	630人
認可保育所	7園		—	435人	45人	164人	644人
小規模保育所	2園		—	—	11人	25人	36人
認証保育所	3園		—	29人	17人	39人	85人
合計			630人	464人	73人	228人	1,395人

2 地域子ども・子育て支援事業

◎地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及びその提供体制の確保の内容・実施時期

(1) 利用者支援に関する事業

利用者支援に関する事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
確保の内容	1 か所 実施場所： 役場福祉課				

【調査結果】

調査において、「子育てを気軽に相談できる人や場所は」（複数回答）という問いに対して、多かった回答は、「友人や知人」23.6%、「配偶者」22.7%、「子どもの祖父母等の親族」20.7%という順になりました。

また、「子育てに必要な情報の入手先は」（複数回答）という問いに対して、多かった回答は、「友人や知人」66.4%、「広報やパンフレット」50.1%、「小学校」44.5%、「インターネット」39.9%という順になりました。

【確保の方策】

区域の設定及びニーズ調査の結果を踏まえ、子ども・子育て支援事業の利用希望者の相談に対して、町福祉課で適切な情報提供をできるように、利用者支援専門職員の配置に取り組みます。

また、広報みずほ、ホームページで、見やすいレイアウトの作成に努めながら子育て支援に関する情報提供を行っていきます。特に、ホームページについては、リニューアルをしていきます。

(2) 時間外保育事業（延長保育）

時間外保育事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	96 人	93 人	91 人	88 人	85 人
②確保の内容	96 人 (7 か所)	93 人 (7 か所)	91 人 (7 か所)	88 人 (7 か所)	85 人 (7 か所)
②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【量の見込み】

調査において抽出されたニーズ量を「量の見込み」（必要利用定員総数）として設定しました。

【確保の方策】

認可保育所では、全7園が午後6時30分～7時、1園が午前7時～7時30分の延長保育を実施、また、認証保育所では、午前7時～午後8時の13時間保育を実施しており、「量の見込み」以上に提供体制が確保されているため、現状を維持し、事業を継続します。

また、午前7時～7時30分の延長保育を実施していない保育園について、各園の実態把握を行い、保育士等の確保が可能かどうかを踏まえ、実施の可否について検討します。

(3) 放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）

■小学1～4年生

放課後児童健全育成事業	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	382人日	372人日	362人日	352人日	342人日
②確保の内容	351人日 (7か所)	351人日 (7か所)	351人日 (7か所)	351人日 (7か所)	351人日 (7か所)
②-①	▲31人日	▲21人日	▲10人日	▲1人日	9人日

■小学5・6年生

放課後児童健全育成事業	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	20人日	20人日	20人日	20人日	20人日
②確保の内容	20人日 (7か所)	20人日 (7か所)	20人日 (7か所)	20人日 (7か所)	20人日 (7か所)
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【量の見込み】

小学1～4年生については、調査において抽出されたニーズ量を、「量の見込み」（必要利用定員総数）として設定しました。

小学5・6年生については、調査において抽出されたニーズ量と平成27年度の申込み状況を比較したところ、平成27年度のニーズ量は156人日、申込み状況は13人（6年生は0人）であり、乖離が大きくなっています。

このように実際の利用率が低いこと等を踏まえ、20人程度を「量の見込み」（必要利用定員総数）として設定しました。

【確保の方策】

新たな保育室（公共施設等）の確保について検討及び調整し、新たな5・6年生の児童の入所を含め、定員を確保します。

また、夏季休暇などだけ、普段入所していない児童を預かることが可能であるか、職員配置等を踏まえ検討します。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	198 人日	192 人日	186 人日	180 人日	174 人日
②確保の内容	198 人日 実施場所： 子ども家庭支援センター (1 か所)	192 人日 実施場所： 子ども家庭支援センター (1 か所)	186 人日 実施場所： 子ども家庭支援センター (1 か所)	180 人日 実施場所： 子ども家庭支援センター (1 か所)	174 人日 実施場所： 子ども家庭支援センター (1 か所)
②-①	0 人日				

【量の見込み】

調査において抽出されたニーズ量が、利用実績を下回ったため、利用実績に基づき、「量の見込み」（必要利用定員総数）を設定しました。

【確保の方策】

東京恵明学園に委託し、事業を実施しています。定員は乳児部（0～2歳）、児童部（3歳～）ともに5人となっており、近隣6市町が東京恵明学園と契約している状況です。施設全体の定員を超えた場合は受け入れ不可となりますが、現時点では、申請があった児童はすべて受け入れができていた状況を踏まえ、「量の見込み」以上に提供体制が確保されていると見込み、現状を維持し、事業を継続します。

(5) 乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業

乳児家庭全戸訪問事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	215 人	209 人	204 人	198 人	187 人
②確保の内容	215 人 実施場所： 保健センター (1 か所)	209 人 実施場所： 保健センター (1 か所)	204 人 実施場所： 保健センター (1 か所)	198 人 実施場所： 保健センター (1 か所)	187 人 実施場所： 保健センター (1 か所)
②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【量の見込み】

人口推計、合計特殊出生率、事業実績等を勘案し、「量の見込み」（必要利用定員総数）として設定しました。

【確保の方策】

出生通知票の提出勧奨、住民基本台帳による対象家庭の把握を実施します。訪問拒否の家庭については、子育て支援係等の関係機関と連携し、未確認乳児とならないようにします。

提供体制が確保されているため、現状を維持し、事業を継続します。

(6) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業

養育支援訪問事業及び要保護児童に対する支援に資する事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	181 人	176 人	171 人	166 人	161 人
②確保の内容	181 人 実施場所： 子ども家庭支援センター (1 か所)	176 人 実施場所： 子ども家庭支援センター (1 か所)	171 人 実施場所： 子ども家庭支援センター (1 か所)	166 人 実施場所： 子ども家庭支援センター (1 か所)	161 人 実施場所： 子ども家庭支援センター (1 か所)
②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【量の見込み】

児童福祉法第6条の3第5項に規定する要支援児童及び特定妊婦並びに同条第8項に規定する要保護児童の数等を勘案し、「量の見込み」(必要利用定員総数)として設定しました。

【確保の方策】

「要保護児童対策地域協議会」関係機関のネットワークを活用し、子どもと家庭に関する総合相談、要保護児童等の支援内容の協議や子どもと家庭への支援を行います。

若年妊婦、産後うつ等の特定妊婦や虐待のリスクを抱える家庭に対しては養育支援訪問事業(専門相談支援・育児支援ヘルパー派遣)を活用し、児童虐待を防止します。

提供体制が確保されているため、現状を維持していくとともに、「要保護児童対策地域協議会」の関係機関相互の連携強化と機能充実のために、新たな事業を模索し実施していきます。

(7) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	5,586 人日	5,483 人日	5,373 人日	5,271 人日	5,160 人日
②確保の内容	5,586 人日 実施場所： 児童館、子ども家庭支援センター、幼稚園、保育所 (12 か所)	5,483 人日 実施場所： 児童館、子ども家庭支援センター、幼稚園、保育所 (12 か所)	5,373 人日 実施場所： 児童館、子ども家庭支援センター、幼稚園、保育所 (12 か所)	5,271 人日 実施場所： 児童館、子ども家庭支援センター、幼稚園、保育所 (12 か所)	5,160 人日 実施場所： 児童館、子ども家庭支援センター、幼稚園、保育所 (12 か所)
②-①	0 人日				

【量の見込み】

調査において抽出されたニーズ量が、利用実績を大幅に上回り、現状との乖離が大きいため、利用実績に基づき、「量の見込み」(必要利用定員総数)を設定しました。

【確保の方策】

児童館では、移動児童館等、幼児と保護者を対象にした幼児向け事業を実施しています。

子ども家庭支援センターでは保護者同士の交流を目的とした事業を実施しています（子育て講座、お話し会、手遊びほか）。また、保護者と子どもが自由に遊べるスペースとして交流スペース等を開放しています。

幼稚園及び保育園では、未就園児を対象とした子育てひろば事業を実施し、交流の場の提供や育児相談の受け付けを行っています。

各施設において、様々な取組みを実施しており、提供体制が確保されているため、現状を維持することはもちろんですが、新たな事業内容を模索して実施していきます。また、各施設の実施日が重複しないよう配慮する等、情報交換、連絡調整を行います。

(8) 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり〔預かり保育〕）

一時預かり事業		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の 見込み	幼稚園における一時的な預かり保育	3,908 人日	3,671 人日	3,538 人日	3,404 人日	3,264 人日
	幼稚園における定期的な預かり事業	2,831 人日	2,660 人日	2,562 人日	2,465 人日	2,365 人日
	保育所での一時預かり事業	849 人日	825 人日	801 人日	776 人日	753 人日
② 確保 の内容	幼稚園における一時的な預かり保育	3,908 人日	3,671 人日	3,538 人日	3,404 人日	3,264 人日
	幼稚園における定期的な預かり事業	2,831 人日	2,660 人日	2,562 人日	2,465 人日	2,365 人日
	保育所での一時預かり事業	849 人日	825 人日	801 人日	776 人日	753 人日
②-①		0 人日				

【量の見込み】

調査において抽出されたニーズ量が、利用実績を下回ったため、利用実績に基づき、「量の見込み」（必要利用定員総数）を設定しました。

【確保の方策】

「量の見込み」以上に提供体制が確保されているため、現状を維持し、事業を継続します。

保育所の一時的な預かり事業は、平成26年度まで、認可保育所7園のうち6園が実施していましたが、全園での実施に向けて取り組みます。

(9) 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	30 人日				
②確保の内容	0 人日	296 人日	296 人日	296 人日	296 人日
②-①	▲30 人日	266 人日	266 人日	266 人日	266 人日

【量の見込み】

調査において抽出されたニーズ量と近隣市の利用状況を比較したところ、平成 27 年度のニーズ量は 1, 110 人日、近隣市の年間延べ利用児童数は 100 人未満であり、乖離が大きくなっています。

近隣市の利用実態等を重視し、年間延べ利用児童数 30 人程度として、「量の見込み」（必要利用定員総数）を設定しました。

【確保の方策】

現在、当町では当該事業を実施していないことから、まずは事業を実施することが必要です。

病後児保育事業の実施方法として、当該事業を実施している隣接市との連携、業者委託による訪問型事業の実施等について調査・研究し、より良い方策を模索したうえで、平成 28 年度以降に利用定員 1 人以上の定員を確保します。

病児保育事業については、病後児保育事業実施後、実施状況を鑑み、調査・研究を進めていきます。

(10) 子育て援助活動支援（ファミリー・サポート・センター）事業

■未就学児

子育て援助活動支援事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	203 人日	197 人日	191 人日	185 人日	179 人日
②確保の内容	203 人日 実施場所： 子ども家庭支援センター (1 か所)	197 人日 実施場所： 子ども家庭支援センター (1 か所)	191 人日 実施場所： 子ども家庭支援センター (1 か所)	185 人日 実施場所： 子ども家庭支援センター (1 か所)	179 人日 実施場所： 子ども家庭支援センター (1 か所)
②-①	0 人日				

■小学校低学年

子育て援助活動支援事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	665 人日	646 人日	627 人日	608 人日	589 人日
②確保の内容	665 人日 実施場所： 子ども家庭支援センター (1 か所)	646 人日 実施場所： 子ども家庭支援センター (1 か所)	627 人日 実施場所： 子ども家庭支援センター (1 か所)	608 人日 実施場所： 子ども家庭支援センター (1 か所)	589 人日 実施場所： 子ども家庭支援センター (1 か所)
②-①	0 人日				

■小学校高学年

子育て援助活動支援事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	44 人日	43 人日	42 人日	41 人日	40 人日
②確保の内容	44 人日 実施場所： 子ども家庭支 援センター (1か所)	43 人日 実施場所： 子ども家庭支 援センター (1か所)	42 人日 実施場所： 子ども家庭支 援センター (1か所)	41 人日 実施場所： 子ども家庭支 援センター (1か所)	40 人日 実施場所： 子ども家庭支 援センター (1か所)
②-①	0 人日				

【量の見込み】

調査において抽出されたニーズ量が、利用実績を下回ったため、利用実績に基づき、「量の見込み」（必要利用定員総数）を設定しました。

【確保の方策】

子育てのサポートを必要とする「依頼会員」とサポートをしてくださる「提供会員」から成る相互援助活動「ファミリー・サポート・センター事業」を継続し、子育て家庭に対して一時的な保育等の援助を行い、育児と仕事の両立や育児負担の軽減を図ります。

提供会員65人、両方会員（依頼会員及び提供会員）20人による運営で、提供体制は確保されていますが、会員数を増加させるよう取り組んでいきます。

(11) 妊婦健康診査

妊婦健康診査	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み ※1 (人数)	234 人	227 人	222 人	215 人	203 人
①量の見込み ※2 (回数)	2,480 回	2,406 回	2,353 回	2,279 回	2,151 回
②確保の内容	234 人 実施場所： 保健センター 実施体制： 委託 検査項目： 国基準等に基づく 実施時期： 通年	227 人 実施場所： 保健センター 実施体制： 委託 検査項目： 国基準等に基づく 実施時期： 通年	222 人 実施場所： 保健センター 実施体制： 委託 検査項目： 国基準等に基づく 実施時期： 通年	215 人 実施場所： 保健センター 実施体制： 委託 検査項目： 国基準等に基づく 実施時期： 通年	203 人 実施場所： 保健センター 実施体制： 委託 検査項目： 国基準等に基づく 実施時期： 通年
②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【量の見込み】

母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条第2項の規定による厚生労働大臣が定める望ましい基準及び各年度の同法第15条に規定する妊娠の届出件数を勘案し、「量の見込み」（必要利用定員総数）として設定しました。

※1 人数 推計妊娠届出数＝0歳推計児童数×109%（平成21～25年度の出生数に対する妊娠届出の割合）

※2 回数 1回目・2～14回目・超音波検査（1回）にそれぞれの平成25年度の受診率（対妊娠届出数）を乗じた数。妊婦健診の受診率は流産、早産等の理由により100%にはなりません。

【確保の方策】

妊娠届出時の妊婦面接、両親学級、妊婦訪問等の機会に健康診査の必要性と流産及び早産予防のための助言・指導を実施します。また、健康診査を妊娠初期から受けることの重要性を母子事業等の機会に啓発していきます。

提供体制が確保されているため、現状を維持し、事業を継続します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

世帯の所得の状況等を勘案し、教育・保育施設の通園に必要となる「実費徴収に係る費用」の全部または一部を助成する事業です。

【確保の方策】

国の動向を注視しながら、事業内容の調査・研究をしていきます。

(13) 多様な主体が参画することを促進するための事業

【事業概要】

教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査及び研究、その他多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

【確保の方策】

国の動向を注視しながら、必要に応じて事業内容の調査・研究をしていきます。

瑞穂町の現状は、6歳未満の児童の人口が減少傾向であること、保育ニーズに対する教育・保育施設等が充足していることから、必要に応じて対応していくこととします。

3 幼児期の教育・保育の一体的な提供及び推進方策

子ども・子育て支援法の「基本指針」では、すべての子どもの健やかな成長を保障していくため、発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供することが重要とされています。

すべての子どもが健やかに成長できるようにするためには、教育・保育施設におけるサービスの質の向上と施設の設備の充実等、環境整備が必要です。

以上のことを踏まえ、町では次のとおり取り組んでいきます。

◎ 認定こども園の普及に関する基本的な考え方

幼稚園と保育所の良さを併せ持つ認定こども園は、保護者の就労状況の変化にも対応しやすいことから、待機児童解消に有効な手段です。

認定こども園の普及については、待機児童の状況を踏まえると、既存の幼稚園、認証保育所等からの移行の支援をしていくことが必要と考えます。

認定こども園への移行を希望する既存の教育・保育施設等には、必要に応じ開設準備のための補助金等について配慮するとともに、随時、情報交換を進めていきながら適切に対応していきます。

◎ 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に関する基本的な考え方とその推進方策

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するということは、「子どもの最善の利益」を実現させることです。それは障がい、疾病、虐待、貧困等社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな成長を等しく保障するものです。

そのため、町では、幼稚園教諭及び保育士、調理員等の研修の実施や、児童への読み聞かせの充実を図ります。

現在実施している地域子ども・子育て支援事業、自主サークル活動の情報提供を継続します。そのPRは、広報みずほやホームページだけでなく、様々な媒体を模索していきます。そのうえで、参加者から意見や要望をいただき、事業内容の充実を図っていきます。

また、異なる施設で同日に類似した事業を実施することがないように、関係機関の連携を図り、効率的な事業運営を展開していきます。

◎ 幼児期の教育・保育並びに小学校教育との円滑な連続（保幼小連携）の取組みの推進方策

保幼小の連携は、子どもの健やかな成長に欠かすことはできません。

幼稚園、保育園（認可保育所、認証保育所、小規模保育所）、小学校関係者の情報交換の場を設定します。公私立保育園園長会を中心に、幼稚園や小学校を含めた情報交換会の運営方法について調査・研究します。また、教育委員会、福祉部との連携強化も必要不可欠です。

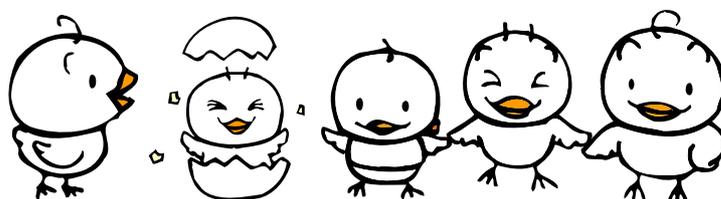
各教育・保育施設が実施している小学校との連携事業の情報共有を図るとともに、平成27年度から開始となる「地域型保育事業」（小規模保育事業）等、新制度の

普及並びに啓発を図ります。

第 5 章

計画の体系

～次世代育成支援行動計画を踏まえて～



<計画の体系>

基本目標 第1節 すべての子育て家庭の支援

1 地域の子育て家庭の支援

- (1) 総合的な子育て支援サービスの展開
 - ・子ども家庭支援センター機能の充実
 - ・子育て相談の充実
 - ・子育て支援情報の提供
 - ・民生委員等の活動支援
- (2) 在宅の子育て支援サービスの拡充
 - ・一時預かりの拡充
 - ・ファミリー・サポート・センターの充実
 - ・育児支援ヘルパー事業の充実
- (3) 親子交流事業等の拡充
 - ・子育てひろばの拡充
 - ・三世代交流の推進
 - ・児童館事業の充実
- (4) 地域における子育てグループの支援
 - ・地域の子育てグループの支援
- (5) 児童手当等の支給
 - ・児童手当等の支給

2 待機児童の解消への取組みと保育サービスの充実

- (1) 待機児童の解消への取組み
 - ・民間保育所の開設
 - ・幼稚園の預かり保育の拡充
- (2) 保育サービスの充実
 - ・延長保育の充実
 - ・病後児保育の実施
 - ・保育の質の向上
 - ・第三者によるサービス評価の実施と支援

3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- (1) 仕事と家庭が両立しやすい就労環境づくりの推進
 - ・父親の育児への参加促進
 - ・仕事と子育てが両立する働きかけ
 - ・仕事と生活の調和に取り組む企業の認証の周知
- (2) 女性の就労支援
 - ・就労に関する情報提供

基本目標 第2節 母と子の健康づくり

1 母と子の健康づくりの推進

- (1) 疾病予防・健康増進事業の推進
 - ・乳幼児健康診査の充実
 - ・予防接種率の向上
- (2) 妊娠・出産・乳幼児の育児に関する切れ目のない保健対策の推進
 - ・新生児訪問・未熟児訪問・乳児家庭全戸訪問の実施
 - ・養育支援訪問の実施
 - ・健康教育・相談の推進
 - ・妊娠・子育て期の禁煙教育の充実
 - ・乳幼児の事故防止に関する教育の充実
 - ・両親学級の充実
- (3) 食育の推進
 - ・「食」に関する学習機会の充実
 - ・学校における食育の推進
 - ・「食」の情報提供の推進

2 医療等の支援

- (1) 小児夜間診療体制の構築
 - ・小児科専門医の確保
- (2) 乳幼児医療費助成の充実
 - ・乳幼児医療費助成の充実

1 子どもの生きる力を育成する学校教育環境の整備

- (1) 豊かな心と健やかな体の育成
 - ・子どもからの相談体制の充実
 - ・健康教育の推進
 - ・豊かな体験活動の推進
 - ・教育相談等の充実
 - ・中学生・高校生と乳幼児との交流促進
 - ・人権教育の充実
- (2) 学校教育の充実
 - ・学校運営連絡協議会の充実
 - ・不登校児童・生徒への支援
 - ・地域との連携
- (3) 幼児教育の充実
 - ・幼稚園・保育園等と小学校との相互連携と交流の促進
 - ・幼児教育振興補助事業の充実
- (4) 思春期保健等の充実
 - ・思春期保健等の充実

2 子どもの居場所づくり

- (1) 学校等を利用した居場所づくり
 - ・「瑞穂町総合型地域スポーツクラブ」の充実
 - ・子ども読書活動の推進
 - ・公園等の整備
 - ・郷土資料館の活用
- (2) 児童館の充実
 - ・児童館運営の充実
 - ・中学生・高校生への支援
- (3) 放課後児童対策の充実
 - ・放課後子ども総合プランの推進
 - ・「放課後子ども教室」の充実
 - ・学童保育クラブの充実

3 地域と協働で進める子育て支援のコミュニティづくり

- (1) 地域との連携と人材活用
 - ・地域における人材の育成・活用
 - ・家庭教育の充実
 - ・ジュニアリーダーの養成
- (2) 世代間交流による子育て支援
 - ・世代間交流・地域連携の推進
 - ・地域で子どもを育てる環境づくりの推進

1 子育てを支援するユニバーサルのまちづくり

(1) 子育てを支援するユニバーサルのまちづくり

- ・子育てにやさしいユニバーサル・デザインの推進
- ・道路交通環境の整備
- ・心のバリアフリー化の推進

(2) 子育てを支援する環境の整備

- ・公園・緑地の環境整備

2 子どものための安全・安心のまちづくり

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

- ・交通安全教室の推進
- ・自転車利用の安全向上
- ・チャイルドシート使用の徹底
- ・通学路等の交通安全確保

(2) 子どもを犯罪から守るための活動の推進

- ・通学路等の防犯活動の推進
- ・防犯設備等の整備
- ・防犯に配慮した公共施設等の整備・管理

3 子どもを取り巻く有害環境への対応の推進

(1) 子どもを取り巻く有害環境への対応の推進

- ・子どもの生活環境の向上と有害環境の改善
- ・インターネットの適切・安心・安全な利用の普及啓発

1 子どもの虐待防止

(1) 子どもの虐待防止

- ・要保護児童対策地域協議会の充実
- ・早期発見と早急な対応等

2 ひとり親家庭の自立支援

(1) 自立に向けた支援

- ・自立支援の拡充
- ・日常生活の援助
- ・ひとり親家庭等医療費助成の充実

3 障がいのある子どものための施策の充実

(1) 障がいのある子どもと親への支援

- ・相談体制の充実
- ・発達障がい等支援の充実
- ・障がいのある子どもをもつ親を対象とした子育てサロンの推進

(2) 保育、学習援助と機会の保障

- ・障がい児保育の拡充
- ・障がいのある子どもの円滑な就学支援の推進
- ・発達障がいのある子ども等への学習援助の充実
- ・特別支援教育の充実

第1節 すべての子育て家庭の支援

1 地域の子育て家庭の支援

- (1) 総合的な子育て支援サービスの展開
- (2) 在宅の子育て支援サービスの拡充
- (3) 親子交流事業等の拡充
- (4) 地域における子育てグループの支援
- (5) 児童手当等の支給

2 待機児童の解消への取組みと保育サービスの充実

- (1) 待機児童の解消への取組み
- (2) 保育サービスの充実

3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- (1) 仕事と家庭が両立しやすい就労環境づくりの推進
- (2) 女性の就労支援



子育てをめぐる社会環境は大きく変化しています。高度経済成長以前は三世代同居の家庭が多く、子どもたちは祖父母や兄弟姉妹と一緒に育ち、また、地域では隣近所の異年齢の仲間と遊びをともにするなど、地縁血縁に基づく人間関係の中で育ってきました。

しかし、急激な都市化や核家族化、少子高齢化、女性の就労の増加などを背景に、家族の生活様式や価値観も多様化し、家族や地域のあり方にも大きな影響を与えています。

核家族化をはじめとする社会環境の急激な変化に伴い、家族機能の弱体化が進むなかで、子育てやしつけは主として母親の負担になっています。また、地域の住民相互のつながりは希薄になり、子育てを地域で支える仕組みが崩れ、特に在宅で子育てをする母親の孤立が目立ち、相談相手もいないため育児に関する不安やストレスを抱えています。子育て中の母親を孤立させることなく、地域社会全体で子育てを支援していくことが重要となっています。

子育て家庭に対する支援として、多様な価値観や生活形態を背景にした多様なニーズに対応したサービスを提供するとともに、地域の果たす役割を再認識し、地域が子育てに関わる仕組みづくりが求められています。



1 地域の子育て家庭の支援

(1) 総合的な子育て支援サービスの展開

総合的な子育て支援サービスを推進するため、平成17年に子育て支援の拠点として子ども家庭支援センターを開設しました。センターでは、地域における子育て支援のネットワークづくりを進め、多様な子育て支援サービスの情報を一元的に把握し、効率的・効果的なサービス提供及び支援に努めています。

また、平成25年度からは、「先駆型センター」として、虐待対策ワーカーの配置や養育訪問事業を実施する等、児童虐待対応力を強化し、機能の充実を図りました。

子育て家庭の利便を図っていくため、子育て関連事業の利用に関する相談やあっせん、情報提供などコーディネーター機能の強化に努めます。

施策名	内容
子ども家庭支援センター機能の充実 【福祉課】	子ども家庭支援センターは、18歳未満の児童と家庭に関する相談や子育て中の保護者の交流の場となっています。関係機関のネットワークを活用し、相談事業をはじめ、子育て支援の拠点として、情報の提供、子育てグループの活動支援等の充実を図ります。
子育て相談の充実 【福祉課】	子ども家庭支援センターや保育園、幼稚園、保健センター等の相談事業において、関係機関との連携及び相談員の専門性を強化し、相談内容に応じた適切な指導、援助を行います。
子育て支援情報の提供 【福祉課】 【秘書広報課】	ホームページ、広報みずほ、チラシ等の多様な媒体を活用し、町の子育て支援サービスや関係機関の子育て支援活動等、情報提供の充実を図ります。
民生委員等の活動支援 【福祉課】	地域の子育て支援のために、民生委員・児童委員等の相談体制の充実に努めるとともに、子育てガイドブックの発行の支援を行います。

(2) 在宅の子育て支援サービスの拡充

平成22年3月策定の「次世代育成支援行動計画（後期計画）」（以下、「後期行動計画」という。）では、すべての子育て家庭を視野に入れ、子育てをしやすい環境や子育て支援の仕組みづくりに努めてきました。

町では、子ども家庭支援センターを中心に、子どもと家庭に関する総合相談のほか、在宅で子育てをしている家庭へのサービスとして、一時預かりやショートステイを実施しています。利用者がより利用しやすい体制となるよう、その整備に努めます。

また、ファミリー・サポート・センターでは、町民同士の相互援助活動の事務局として、地域に密着したサービスの提供・調整に努めています。依頼会員からの援助依頼に対応するために、提供会員数の増加に努めます。

施策名	内容
一時預かりの拡充 【福祉課】	<p>保護者の都合で子どもの面倒を見られなくなった場合、週に3回を限度とし、月～土曜日の午前7時30分～午後6時30分までの間の8時間以内で、保育園で一時的に預かっています。完全に専用スペースを設けて実施しているのは1園のみ（定員10人）で、他5園は、園児との混合であるため、受入可能な日のみ実施しています。</p> <p>また、委託している児童福祉施設で、宿泊可能な一時保育としてショートステイを行っています。今後、ショートステイについては、小学生も預けられるよう委託先と協議を進める一方、休日保育についても検討します。</p> <p>第4章の事業計画に従い、サービス提供体制の確保を目指します。</p>
ファミリー・サポート・センターの充実 【福祉課】	<p>育児の援助を受けたい方と援助できる方が会員となり、育児について助け合う会員組織です。援助する会員の研修を充実させ、事故のない安全な活動に努めるとともに、制度のPRにより、新規会員の確保を行っていきます。</p> <p>第4章の事業計画に従い、サービス提供体制の確保を目指します。</p>
育児支援ヘルパー事業の充実 【福祉課】	<p>若年妊婦やうつ状態、育児ノイローゼ等、子育てに強い不安を抱える家庭、虐待のリスクを抱え支援が必要と認められる家庭等に対して、育児及び家事支援ヘルパーを派遣し、養育環境の改善を図り、児童虐待の防止に努めます。</p>

(3) 親子交流事業等の拡充

「子育てひろば」は、子育て中の親子が絆を深め、親の子育て力を高める場として重要となっています。

町では、児童館や保育園・幼稚園の園庭開放による「子育てひろば」が設置されています。

また、子ども家庭支援センターでは子育て支援事業が行われ、子育て中の親子にとって必要な事業として活用されています。

施策名	内容
子育てひろばの拡充 【福祉課】	<p>子育て中の親子が気軽に集い、交流する場として児童館の子育てひろばの拡充を図ります。また、保育園・幼稚園の園庭開放により、地域の未入园児と入园児との交流やイベント開催など子育てひろばを充実し、地域に開かれた保育園・幼稚園を推進します。</p> <p>また、子ども家庭支援センターで子育てひろばと同様の子育て支援事業が行われているため、その事業展開に努めます。</p> <p>第4章の事業計画に従い、サービス提供体制の確保を目指します。</p>

三世代交流の推進 【福祉課】	保育園・幼稚園の園児と保護者、地域の高齢者の三世代交流を推進します。
児童館事業の充実 【福祉課】	子育て中の親子が楽しめる活動内容の充実を図るとともに、子育て中の親同士の情報交換や相談・仲間づくりの場として、利用者の拡大に努めます。 また、移動児童館により、児童館のない地区でも児童館事業を展開します。

(4) 地域における子育てグループの支援

子育てグループは、地域での関係や多世代のつながりがなく孤立しがちな保護者が、様々な不安を解消し、子育ての楽しさを共有、実感できる場の一つであり、積極的に支援していきます。

施策名	内容
地域の子育てグループの支援 【福祉課】	子育てひろば事業で交流を深めた親同士が、その後も継続的な活動ができるよう、グループづくりと活動の支援を行います。

(5) 児童手当等の支給

児童手当制度は、中学校修了前の児童を養育している方に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としています。

また、その他、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育しているひとり親等を対象とした児童育成手当（育成手当）、児童扶養手当や20歳未満の障がい児を養育している方を対象とした児童育成手当（障害手当）、特別児童扶養手当を支給します。

施策名	内容
児童手当等の支給 【福祉課】	子育て家庭の生活の安定のために、児童手当、児童育成手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当制度の普及・啓発に努めます。

2 待機児童の解消への取組みと保育サービスの充実

(1) 待機児童の解消への取組み

「後期行動計画」では、待機児童の解消策として、認可保育所及び認定こども園の開設に取り組んできました。

現在、町内の認可保育所は7園あり、定員は644人と平成22年度の584人から60人の増となっています。また、町内の認証保育所は4園、定員106人となっています。また、町内の認定こども園は1園、定員33人となっています。

す。

この結果、平成24年4月1日時点において待機児童数は0となり、待機児童が一時解消されました。

しかし、平成25年度以降、待機児童数は増加傾向にあり、ニーズ調査によると、母親の潜在的な就労意欲は高く、共働き世帯増加の傾向は今後も続くと予想されます。国でも待機児童ゼロを目標に掲げ、大幅な定員拡大を目指しており、認定こども園及び小規模保育所の開設等により、待機児童の解消を図っていきます。

施策名	内容
民間保育所の開設 【福祉課】	認定こども園（*1）及び小規模保育所（*2）の開設により待機児童の解消を図ります。 第4章の事業計画に従い、サービス提供体制の確保を目指します。 *1 認定こども園…平成18年10月より開始された制度で、近年の急速な少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化に伴い、保護者や地域の多様化するニーズに応えるための幼児教育・保育施設です。 *2 小規模保育所…0～2歳の少人数（定員6人～19人）を対象に保育を実施する地域型保育事業の一つです。
幼稚園の預かり保育の拡充 【福祉課】 【教育課】	幼稚園で、保護者のニーズに対応して時間終了後に行うのが預かり保育です。現在、町内全幼稚園において実施しており、事業の継続と拡充を促進します。 第4章の事業計画に従い、サービス提供体制の確保を目指します。

（2）保育サービスの充実

ニーズ調査結果から明らかなように、保育サービスに対する希望は、延長保育や低年齢児保育、病後児保育など、多岐にわたっています。

町ではこうした多様化する保育サービスに対応するため、民間活力を活用した延長保育の充実、病後児保育の実施など柔軟なサービス提供を進めます。

また、保育サービスについては、できる限り外部から評価されることにより自身の改善につなげていく必要があります。そのため第三者機関によるサービス評価を実施するとともに、保育サービスに関する積極的な情報提供を行います。

施策名	内容
延長保育の充実 【福祉課】	町内全保育園で延長保育を行っています。保護者の就労形態の多様化等に対応する一方、長時間保育が子どもに与える影響を考慮しながらニーズに応じた延長保育を推進します。 第4章の事業計画に従い、サービス提供体制の確保を目指します。

病後児保育の実施 【福祉課】	疾病回復期にある児童で、保護者の労働、その他の理由により家庭での保育に支障があるものについて、病院等での病後児保育を実施します。 第4章の事業計画に従い、サービス提供体制の確保を目指します。
保育の質の向上 【福祉課】	保育の質の向上のため、保育士の各種研修を実施し、保育についての知識や技術を高めます。
第三者によるサービス評価の実施と支援 【福祉課】	第三者機関によるサービス評価を実施する保育園への支援を推進するとともに評価情報の公表に向け取り組みます。

3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

(1) 仕事と家庭が両立しやすい就労環境づくりの推進

すべての人が、仕事と家庭のバランスがとれるような働き方ができるような働き方の見直しを進め、男女がともに健全な家庭生活を築いていくための意識啓発を行っていくことが必要です。

父親が子育てに参加できる環境づくりや育児休業制度の普及・啓発等、制度の定着・活用に努めていきます。

施策名	内容
父親の育児への参加促進 【企画課】 【健康課】 【福祉課】	育児は女性が行うという性別による固定的役割分担意識に基づく考え方や慣行の是正について啓発するとともに、父親の育児参加啓発のために父親ハンドブックの配布を行います。 また、父親と子どもがいっしょに参加できる機会づくりを推進します。
仕事と子育てが両立する働きかけ 【福祉課】	企業に対し、育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法等関係法令の周知、啓発を図るとともに、仕事と家庭の両立を尊ぶ職場風土の醸成を促進します。
仕事と生活の調和に取り組む企業の認証の周知 【福祉課】	仕事と子育ての両立支援に仕事と生活の調和や子ども・子育て支援策に積極的に取り組んでいる企業の認証である認定マーク「くるみん」の紹介・普及を図ります。 平成27年4月から、「くるみん」の認定を受けた企業のうち、特に次世代育成支援対策の実施状況が優良な企業に対する新たな認定（特例認定）制度が創設されます（東京都事業）。

(2) 女性の就労支援

就労経験をもつ母親の多くは、育児等のために退職し、その後、子どもの成長とともに再就職するというケースが増えています。しかし、近年の経済環境の変化は再就職を困難なものとしています。特に正規社員として採用されにくい状況は、キャリアの継続・積み重ねができていく等の現状があり、再就職に向けた支援とともに、企業への働きかけを強めていきます。

また、最近では子育て支援NPOや女性の起業が活発化しています。こうした新しい働き方の支援を推進します。

施策名	内容
就労に関する情報提供 【福祉課】	女性の就労、資格取得、起業等に関する情報提供を積極的に行います。

第2節 母と子の健康づくり

1 母と子の健康づくりの推進

- (1) 疾病予防・健康増進事業の推進
- (2) 妊娠・出産・乳幼児の育児に関する切れ目のない保健対策の推進
- (3) 食育の推進



2 医療等の支援

- (1) 小児夜間診療体制の構築
- (2) 乳幼児医療費助成の充実

母子保健については、21世紀における国民運動計画である「健やか親子21」（平成13年度から平成26年度まで）の下、主要な取組み及びビジョンを提示し、関係機関が一体となり、その達成に向けて推進しており、平成27年度から第2次計画がスタートとなります。「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現に向け、妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実が必要となります。

母性及び児童の健康づくり及びその維持・向上にあたっては、母子保健対策から広く子育て家庭への支援まで、医療・保健・福祉分野との連携を図りながら幅広い活動を推進することが求められています。



1 母と子の健康づくりの推進

(1) 疾病予防・健康増進事業の推進

子どもの健やかな成長を支援するため、乳幼児健診を通して子どもの健康上の問題を早期に発見し、適切な治療や療育につなげていきます。乳幼児健診の受診率は西多摩平均とほぼ同水準にありますが、受診率の向上が課題となっています。また、未受診が続く子どもについては、よりきめ細かな対応を図ります。

施策名	内容
乳幼児健康診査の充実 【健康課】 【福祉課】	健診では子どもの疾病や障がいの発見だけでなく親子関係、養育者の訴えや不安に対する相談、助言を実施し、必要時には関係機関につなげ、望ましい子育てができるように支援します。 また、未受診者については、個別に電話・訪問等できめ細かくフォローアップしていきます。3歳児健診までに未受診が続く等、子どもの養育状況が確認できない事例や状況把握が困難な事例については、子ども家庭支援センターと情報の共有を図る等、連携した対応を行います。 第4章の事業計画に従い、サービス提供体制の確保を目指します。
予防接種率の向上 【健康課】	予防接種を受けやすい体制の整備に努めるほか、広報みずほや保健事業案内を通じて予防接種の普及・啓発、未接種者への通知等、きめ細かく対応します。

(2) 妊娠・出産・乳幼児の育児に関する切れ目のない保健対策の推進

妊娠、出産は短期間の中で大きな心身の変化が起きることに加え、子どもを育てるという長期にわたる営みを始めるため、親がライフスタイルの大きな変化を要求される時期です。そのため、子どもだけでなく、子どもを取り巻く家族の健康を支える視点が必要です。

この時期は良好な母子の愛着形成を促進していく重要な時期でもあります。町では新生児訪問に加え、乳児家庭全戸訪問を実施しています。虐待予防や育児不安への支援に対するニーズも高くなっていることから、専門職の確保により迅速な対応に努めます。

できるだけこの時期、育児に関する親の不安を軽減し、のびのびと安心して育児を楽しみ、子どもに愛情が注げるよう家族を支援します。

施策名	内容
新生児訪問・未熟児訪問・乳児家庭全戸訪問の実施 【健康課】	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行います。 第4章の事業計画に従い、サービス提供体制の確保を目指します。

養育支援訪問の実施 【福祉課】	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、適切な養育ができるよう支援します。 第4章の事業計画に従い、サービス提供体制の確保を目指します。
健康教育・相談の推進 【健康課】	親が安心し、自信を持って育児ができるように、母子健康手帳交付時、家庭訪問時、各種健診時の個別相談、育児・栄養相談等の機会に必要な知識の啓発や助言、指導を実施します。
妊娠・子育て期の禁煙教育の充実 【健康課】	妊婦及び胎児、乳幼児に対する間接喫煙の被害は深刻で、家族全体での禁煙が望まれます。 妊娠を契機に家族全体の健康問題として禁煙に取り組めるように、母子健康手帳の交付時や両親学級等の機会を利用し、指導、啓発を行います。
乳幼児の事故防止に関する教育の充実 【健康課】	乳幼児の死亡原因の第1位が不慮の事故であることから、事故予防の方法や応急処置の方法について知識を普及し、事故防止への意識の向上を図ります。
両親学級の充実 【健康課】	育児の負担や楽しみは夫婦で分かち合うものであるという意識の普及を図り、夫婦で協力して育児に取り組めるように支援します。 妊娠中から産褥期（*）までの健康管理、仲間づくり、保健サービスの紹介等、両親学級を充実します。 *産褥期…出産後、母体が回復するまでの期間、6～8週間。

（3）食育の推進

食事は心身の成長の基礎となる重要な要素です。乳幼児期から望ましい食事の摂り方や食習慣の定着を図り、食を通じた豊かな家族関係づくりや人間性の形成による心身の健全な育成を図る必要があります。

発達段階に合わせた食に関する学習機会や情報提供等を進め、食を通じて心身の健康な成長への支援を行っていきます。

施策名	内容
「食」に関する学習機会の充実 【健康課】 【指導課】 【産業課】	乳幼児期から望ましい食事の摂り方や食習慣の定着を図るために、相談事業、乳幼児健康診査、家庭訪問等の機会に栄養士による助言、指導を実施します。また、発達段階に合わせ、学校、家庭、地域等の様々な場所で「食」に関する学習機会を充実します。
学校における食育の推進 【指導課】	学校における食育指導の推進を図るために、栽培活動・調理実習等多様な体験の場をつくります。

「食」の情報提供の推進【健康課】	妊娠前からの適切な食生活の重要性を含め、妊産婦等及び乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた「食」に関する情報提供を推進します。
------------------	--

2 医療等の支援

(1) 小児夜間診療体制の構築

子どもの急な発病や病状の変化は親子にとって身体的にも精神的にも負担の大きいものです。子どもの病状の変化は急激で早急な対応が必要になることも多いため、夜間小児医療体制の整備は重要な課題です。全国的に小児科専門医が不足していますが、町も例外ではなく、医師会や公立福生病院、近隣市、東京都等と協力し医療体制の整備に努めます。

また、町の小児科医の疲弊につながらないように、適切な医療のかかり方の啓発や、健康相談の充実も行っています。

施策名	内容
小児科夜間診療体制の充実【健康課】	近隣市と協力し夜間診療体制を充実します。 また、町の小児科医の疲弊につながらないように、啓発や相談事業にも取り組みます。

(2) 乳幼児医療費助成の充実

国民健康保険や社会保険に加入している義務教育就学前の乳幼児を養育している方に、乳幼児が診察を受けたときの健康保険適用医療費の自己負担分を助成します。

乳幼児期は人間形成の基礎となる重要な時期です。この時期は育児に手がかかるだけでなく、病気に罹りやすいことなどから医療費などの経済的負担が家計にも大きく影響を及ぼしています。この経済的負担の軽減を図り、乳幼児医療費助成制度の充実を図るため、所得制限の撤廃について東京都へ要望します。

施策名	内容
乳幼児医療費助成の充実【福祉課】	経済的負担の軽減を図り、乳幼児医療費助成制度の充実を図ります。町では、東京都の所得制限により乳幼児医療費助成制度を受けられない対象者に、町単独で補助します。

第3節 家庭・学校・地域の教育力の向上



- 1 子どもの生きる力を育成する学校教育環境の整備
 - (1) 豊かな心と健やかな体の育成
 - (2) 学校教育の充実
 - (3) 幼児教育の充実
 - (4) 思春期保健等の充実



- 2 子どもの居場所づくり
 - (1) 学校等を利用した居場所づくり
 - (2) 児童館の充実
 - (3) 放課後児童対策の充実
- 3 地域と協働で進める子育て支援のコミュニティづくり
 - (1) 地域との連携と人材活用
 - (2) 世代間交流による子育て支援

現在、都市化、核家族化、少子高齢化、地域における地縁的なつながりの希薄化等により、家庭の教育力の低下が指摘され、社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっています。

教育の原点である家庭の教育力を高めるためには、それぞれの家庭が置かれている状況やニーズを踏まえ、かつ、家庭教育の自主性を尊重しつつ、身近な地域において、関係機関が連携して、子育てに関する総合的な取組みを行うことが必要です。

学校の教育力を高めるためには、信頼される学校づくりと幼児教育及び学校教育の充実が不可欠であり、次代の担い手である子どもが、個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、確かな学力の向上、豊かな心の育成、健やかな体の育成を推進する必要があります。

地域の教育力を高めるためには、学校とのパートナーシップの下に地域で学校を支える体制づくりの推進、豊かな自然環境等、地域の資源を活用した多様な体験活動の機会の積極的な提供、世代間交流の推進、学校施設の地域開放、子どもの多様なスポーツニーズに応える地域のスポーツ環境整備等を促進していく必要があります。

家庭教育支援は、家庭・学校・地域・行政が、それぞれの役割及び責任を自覚し、連携、協力し、地域社会全体で子どもを育てる観点から、教育力を総合的に高めることが求められています。



1 子どもの生きる力を育成する学校教育環境の整備

(1) 豊かな心と健やかな体の育成

子どもたちは、核家族化や親子のライフスタイルの変化のなか、地域との関わりが希薄になってきました。子ども・子育て支援の問題に地域全体で向き合うことのできる地域づくりをめざします。

子どもが悩みを相談することができる窓口や機関、人材の充実を図るため、地域と学校、家庭や関係機関が有機的に連携しサポートできる体制を整備することで、子どもの豊かな心と体の育成を促進できるよう推進します。

これから親になっていく世代が子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるよう、乳幼児とふれあう機会を確保していきます。

施策名	内容
子どもからの相談体制の充実 【福祉課】	子どもの人権侵害について、子ども本人からのSOSや相談を受け止めるため、子ども家庭支援センターや児童館での相談やインターネットを活用し、専門的な相談体制を充実します。
教育相談等の充実 【指導課】	児童・生徒をめぐる相談は多様化しているため、複数の関係機関が連携し、総合的に対応できるよう相談体制を充実します。 スクールカウンセラーについては、中学校2校、小学校5校全校に配置されています。また、町の専任相談員を週2回派遣するなど町の教育相談室との連携を図りながら問題解決に取り組みます。
健康教育の推進 【指導課】 【教育課】	健康診断や子どもの心と身体の健康を保持・増進するための健康教育を実施するとともに、発達段階に応じてより良い食習慣の確立が図れるように保護者に徹底するとともに、調理実習等を通して健康教育を推進します。
中学生・高校生と乳幼児との交流促進 【福祉課】 【指導課】 【社会教育課】	次代の親となる中高生が、家庭をもつことや子育てについての関心を深めるために、職場体験や読み聞かせ事業等を通して、将来の子育てに関する貴重な体験活動に取り組むとともに、乳幼児とのふれあいと交流の機会を多く設けます。
豊かな体験活動の推進 【社会教育課】 【指導課】	子どもの豊かな人間性や社会性を育むために、様々な体験活動を推進します。

<p>人権教育の充実 【指導課】</p>	<p>小・中学生には、「互いを尊重する心」「思いやりの心」「丁寧な言葉遣い」等を中心に指導を行うことが重要です。さらに、誹謗・中傷やいじめをなくすための指導を通して、「みんなが気持ちよく生活できる学校づくり」を目指すことが必要です。</p> <p>発達段階に応じた指導計画に基づき、全教育活動を通して、人権に対する正しい知識・理解をはぐくみ、人権問題等の課題に関わる偏見や差別意識の解消を図るための教育を推進します。</p>
--------------------------	--

(2) 学校教育の充実

各学校では、校長の経営や学校運営についての理解を通して学校を支援したり、助言や意見を伝えたりする学校運営連絡協議会を設置しています。また、平成20年度から始まった学校評価に対応して学校運営や教育課程の改善に取り組んでいます。

一方、不登校児童・生徒の居場所として適応指導教室「スタディルーム・いぶき」を開設し、学校復帰や将来の社会的自立に向けた支援を行っています。

地域に開かれた学校運営や不登校対策の充実を図ります。

施策名	内容
<p>学校運営連絡協議会の充実 【指導課】</p>	<p>学校運営連絡協議会は、学校運営の改善に資することを目的として各学校に設置され、学校の経営や運営、教育課程の改善に向けた取組への助言や支援に取り組みます。</p> <p>保護者や地域住民の参画を得て学校運営の改善等を図り、社会全体で子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を推進します。</p>
<p>地域との連携 【指導課】</p>	<p>開かれた学校をより推進するために、学校と地域とのつながりを深め、地域の人たちが教育ボランティアや地域の特別講師として、子どもたちの学校活動を支援する仕組みづくりを推進します。</p>
<p>不登校児童・生徒への支援 【指導課】</p>	<p>適応指導教室では、学校復帰に向け、基本的な生活習慣の確立と基礎的・基本的な学力の定着に向けた取組みを中心にしながら、教科指導や作業学習等を取り入れた内容で実施します。</p> <p>指導員はもとより教育相談室の専任相談員との連携を図りながら、心のケアについても指導・助言を実施します。</p> <p>今後、家庭と子どもの支援員の活用や学校と関係機関との連携強化のもと、学校復帰に向けた取組みを推進します。</p>

(3) 幼児教育の充実

幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期です。成長に欠かせない集団生活や主体的な活動としての遊びなど幼児教育を受ける機会を確保するとともに、親も含めた家族単位での支援が求められています。

また、幼稚園・保育園から小学校へ円滑に移行できるよう、小学校の行事や学校公開に園児や保護者が参加する、幼保の保護者と小学校教諭との連携を図る等、幼稚園・保育園と小学校との連携、交流を推進していきます。

施策名	内容
幼稚園・保育園等と小学校との相互連携と交流の促進 【福祉課】 【指導課】	子どもたちが学校生活に適応するためには、就学前に基本的な生活習慣の確立や物事に取り組むときの意欲や集中力、継続して取り組む力、さらには、人と仲良くできる、コミュニケーション力等の基礎が培われていることが重要です。 小学校における学校生活に向けた取組みが、円滑に行われるように、幼稚園・保育園と小学校との相互の連携と交流を促進します。
幼児教育振興補助事業の充実 【教育課】	幼稚園に通園している幼児の保護者の経済的な負担を軽減するため、補助金を支給します。 また、町の私立幼稚園協会に幼児教育の振興を図るための補助金を支給します。

(4) 思春期保健等の充実

思春期は、子どもが大人へと成長する大切な過程で、心も身体も大きく変化する時期です。これに伴いさまざまな悩みや不安を抱く時期でもあります。

学校教育を通して、幅広い知識の啓発と指導の充実に努めます。

施策名	内容
思春期保健等の充実 【指導課】	思春期は、将来の家庭生活の準備段階であり、育児体験、命の大切さ、性に関する知識の習得が必要です。 大人になるべき準備段階の指導としての性教育等については、発達段階に応じて、保健等の教科指導で実施しており、生命や育児については、保健学習や家庭科の学習の時間で実施しています。さらに、喫煙や薬物等についての指導は、保健指導や安全教育の薬物乱用防止教育で実施しています。 児童・生徒を取り巻く環境が複雑である現在、多様な情報から正しい情報を選択する力や知識を身につけられるよう、健康教育、保健指導の充実・強化を図ります。

2 子どもの居場所づくり

(1) 学校等を利用した居場所づくり

児童の地域における居場所づくりを通じて、児童自身が地域社会で様々な人々と関わりながら生活することの心地よさを感じ、そのような居場所への参加者あるいは利用者として、さらには主体的な働きかけができるような環境づくり及び支援を行っていきます。

地域においてスポーツ・文化・自然体験活動等を行う場や機会を充実させます。

施策名	内容
「瑞穂町総合型地域スポーツクラブ」の充実 【社会教育課】	「瑞穂町総合型地域スポーツクラブ」は、子どもから高齢者まで、ハンディキャップのある方も、性別や世代・年齢等にかかわらず参加でき、複数のスポーツ種目を楽しむことができる会員制のクラブです。クラブでは活動拠点となるスポーツ施設があり、定期的・継続的なスポーツ活動を行うことができます。また、スポーツ活動だけでなく、文化活動なども行います。 コミュニティ活動、地域スポーツ活動の拠点づくりを目指します。
子ども読書活動の推進 【図書館】	図書館では幼児から小学3年生くらいまでを対象とする「おはなしの会」、保健センターでの育児相談時の絵本の「読み聞かせ」のほか、小・中学生を対象とした「学校向け良書案内」ポスターの作成等を行います。中・高生向け書籍など様々な年齢の子どものリクエストに応え、書籍の充実を図ります。
郷土資料館の活用 【図書館】	郷土資料館内には、狭山丘陵の自然の再現をはじめ、生まれ育った町の歴史等、様々な展示がされています。これらを体験することによって、実際に自然や歴史に触れるきっかけ作りを行うとともに、郷土を愛する機運の醸成につなげます。
公園等の整備 【建設課】	自由な発想で創造性ある遊びができる公園の整備を行います。また、公園等の環境を守り、子どもの遊び場としてふさわしいものとするため、関係者への理解と協力を求めます。

(2) 児童館の充実

児童館の特色ある活動を推進します。親子交流だけでなく世代間交流、異年齢間交流をはじめとした地域交流の場としても、児童の豊かな社会性の育成に資する活動を児童館で展開します。

そのため、児童館が楽しく、自分の遊びが展開できる場所であることを保護者と子どもに理解してもらうことにより利用者の拡大に努めます。

施策名	内容
児童館運営の充実 【福祉課】	子どもの要望を取り入れるとともに、同世代の子どもや保護者、年齢枠を超えた様々な人たちとの交流等、地域と連携した児童館運営及び内容を充実します。
中学生・高校生への支援 【福祉課】	中学生・高校生の自主的な企画・運営による活動の支援や、中・高生が音楽や趣味の活動を行う場の支援等、中学生・高校生の居場所づくりの支援を行います。

(3) 放課後児童対策の充実

平成19年度より「放課後子ども教室」を実施しています。この中では、週1回、町内5つの小学校施設を活用して、ものづくり体験やパソコン体験を実施しています。実施は運営委員会や実行委員会により行われていますが、新たな人材の発掘が課題であるとともに、子どもの安全管理に万全を期す必要があります。

学童保育クラブは、昼間、家庭に保護者のいない小学校児童の健全育成の場となっています。学童保育クラブの利用者は年々増加し、待機児童も増えていることから、平成20年度には三小分室を暫定的に開設し、定員についても2割の増員を図っています。

また、障がいのある子どもの受け入れについては、各学童クラブ2人以内となっていますが、近年障がいのある子ども等が増えていることから、今後は指導員の配置等も含めて検討を進めます。

施策名	内容
放課後子ども総合プランの推進 【社会教育課】 【福祉課】	放課後子ども教室及び学童保育クラブ事業の一体的な、または連携した実施方策、関係各課の連携方策について検討し、放課後の児童の居場所づくりを推進します。
「放課後子ども教室」の充実 【社会教育課】	運営委員会や実行委員会によって実施されている事業をさらに拡充し、地域との連携に基づく人材の積極的活用を図ります。 町内5つの小学校施設を活用して、全児童を対象にものづくり体験やパソコン体験を実施して、放課後等における児童の居場所を確保します。
学童保育クラブの充実 【福祉課】	学童保育の内容の充実及び指導員の資質の向上を図るとともに、待機児童が発生しないよう定員の設定にあたっては、利用状況と子どもの動向を見定め、弾力的な運営を行います。 障がいのある子どもの受け入れ人数については、申込み方法や施設の整備を図りながら拡充を検討します。

3 地域と協働で進める子育て支援のコミュニティづくり

(1) 地域との連携と人材活用

核家族化や地域社会との関係の希薄化が進み、親は家庭で孤立したまま子育てをしているケースが少なくありません。こうした親の負担を軽減するとともに、子どもの社会のなかでの健全な成長を期するためには、子どもと親の地域との交流が必要です。

そのため地域活動の場の確保、人材の確保が求められ、幅広く高齢者や子育て経験者といった町民も期待されています。

これらの資源・機会の開発や確保に努め、地域の教育力の向上を図ります。

施策名	内容
地域における人材の育成・活用 【社会教育課】	地域全体で子育てを支援していくために、高齢者や育児経験豊かな人、その他の子育て応援活動をしたい人を対象とした講座・研修等を実施することにより、子育て応援の人材を育成します。また、「総合人材リスト」を利用し、地域における人材活用に努めます。
家庭教育の充実 【社会教育課】	家庭教育には、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、学校・家庭・地域が連携して、家庭の役割や子育ての課題について考え合う機会が必要です。 親子の学習機会を充実させるとともに、地域コミュニティとの協働による家庭教育支援を推進します。
ジュニアリーダーの養成 【社会教育課】	小学5年生から18歳までを対象にジュニアリーダーを養成し、活動の場を整備する等、青少年の地域参画を促進します。 ジュニアリーダーとして登録した人材が活躍できる場として、青少年委員会、子ども会連合会、地区青少年協議会等と連携していきます。

(2) 世代間交流による子育て支援

子育て家庭及び児童の孤立が指摘されるなか、様々な人々との関わりのなかで子育てをすること、児童が成長していくことは、豊かな生活にとって大事な視点です。

また、家庭教育力が低下するのに対して、家庭教育を補充するものとして、子どもが人と関わり合いを持つなかで、人間関係や集団ルール、公共心や規範意識等を身につけていくことが必要となります。

世代間交流と地域連携による人と人とのつながりを重視した環境づくりを推進します。

施策名	内容
世代間交流・地域連携の推進 【社会教育課】 【福祉課】 【関係各課】	子育て中のすべての家庭が孤立することなく、地域全体で関わり合い、支え合い、安心して子育てができるよう、地域の多様な人との関わり合いを促進します。町、地域、学校、企業等のネットワークをつくることにより、地域等が親子を見守り支える機運を醸成します。
地域で子どもを育てる環境づくりの推進 【社会教育課】	地域では、子ども会や子育てサークルをはじめ多くの育成団体が活動しており、こうした地域住民が中心となった活動が活発になるような環境づくりに努めます。



第4節 安心して子育てができる生活環境の整備

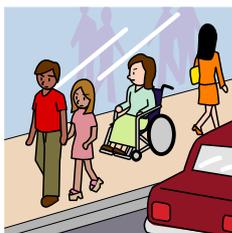


- 1 子育てを支援するユニバーサルのまちづくり
(1) 子育てを支援するユニバーサルのまちづくり
(2) 子育てを支援する環境の整備
- 2 子どものための安全・安心のまちづくり
(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
(2) 子どもを犯罪から守るための活動の推進
- 3 子どもを取り巻く有害環境への対応の推進
(1) 子どもを取り巻く有害環境への対応の推進

現在、町では、「便利で快適に暮らせるまち」をめざして、公共交通、住宅・公園、道路、上下水道・河川の整備として、JR箱根ヶ崎駅周辺の整備、殿ヶ谷地区一部の土地区画整理事業等、町内全域で都市基盤整備を進めています。また、「安全に安心して暮らせるまち」をめざして、防災体制の確立、消防力の強化、防犯環境の充実、交通安全対策の推進等を進めています。

近年、子どもを取り巻く環境は、犯罪の増加や凶悪化が進み、町でも子どもを狙った不審者情報が多数確認されています。

安心して子育てができる生活環境を整備するためには、良好な居住環境の確保、安全な道路交通環境の整備、安心して外出できる環境の整備、交通安全意識の高揚、防犯活動の推進、子どもを取り巻く有害環境対策等を推進していくことが求められています。



1 子育てを支援するユニバーサルのまちづくり

(1) 子育てを支援するユニバーサルのまちづくり

妊産婦や乳幼児連れの子育て家庭の方が安心して外出できるよう、道路や公共施設、交通機関等、環境整備を図ります。

施策名	内容
子育てにやさしいユニバーサル・デザインの推進 【福祉課】 【建設課】 【関係各課】	子育て支援施設の整備にあたっては、子どもと一緒に安心して利用できるよう配慮するとともに、誰にとっても使いやすいユニバーサル・デザインの普及・導入及び啓発に努めます。また、妊産婦や乳幼児連れの子育て家庭の方が安心して外出できるよう、公共施設への授乳室やトイレの整備も推進します。
道路交通環境の整備 【建設課】	歩きやすい歩行空間の確保を図るため、歩道の段差解消、歩道の整備等を推進します。 また、車両速度抑制のため、ハンプや狭 ^{きょうさく} 窄等の設置を推進します。
心のバリアフリー化の推進 【福祉課】	妊産婦への配慮、ベビーカーの安全な使用や使用者への配慮等への理解を深める「心のバリアフリー」のための取組みを行います。

(2) 子育てを支援する環境の整備

既存の公園緑地施設の有効活用を図るとともに、町民参加を取り入れながら地域のニーズに合わせた、自然に触れ合い、のびのびと活動できる場の整備を計画的に進めます。

施策名	内容
公園・緑地の環境整備 【建設課】	子どもにとって楽しい居場所として遊具の充実や自然を体感できる公園・緑地の拡充整備を図ります。また、子どもから高齢者まで親しむことができる環境整備を進めます。

2 子どものための安全・安心のまちづくり

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

交通安全を推進し、子どもを事故から守るためには、誰もが交通ルールを遵守し、モラルの向上を進める必要があります。学校では、児童・生徒の安全確保に向け、交通安全や自転車運転について指導を行っています。

交通安全指導の充実に向け各学校では、より一層指導の充実を図るとともに、地域における交通安全教育活動を通じ、特に自転車を利用する上での交通安全意識の啓発を強化します。

施策名	内容
交通安全教室の推進 【指導課】 【福祉課】	子どもを交通事故から守るため、警察と学校、保育所、幼稚園との連携により交通安全教室を実施し、子ども自身の交通安全への意識を高めます。
自転車利用の安全向上 【地域課】	自転車を利用する際のマナーやモラルの問題が指摘されています。交通安全講習会を実施し、自転車を利用する上での交通安全意識の啓発を強化します。 自転車を利用する際のヘルメット着用を促進します。また、幼児同乗用自転車の幼児用座席におけるシートベルトの着用を促進します。
チャイルドシート使用の徹底 【地域課】	チャイルドシートの正しい使用について普及・啓発を図るとともに、総合的な交通事故防止対策を推進します。
通学路等の交通安全確保 【建設課】 【地域課】 【教育課】	通学路等の交通安全を確保するため、交通安全施設の整備と、運転者に対するスクールゾーン等の周知徹底に努めます。

(2) 子どもを犯罪から守るための活動の推進

近年の犯罪数の増加や凶悪化、子どもを狙った犯罪の増加等、子どもの身に様々な危険が迫っています。町では、町内のパトロールを実施したり、町内で発生した犯罪・不審者情報等をメールで発信したりしています。また、PTAと連携し「子ども110番の家」を設置し、不審者に対する抑止と安全な場所の確保を行っています。

今後は、地域での自主的な防犯活動の充実や、「子ども110番の家」とPTA、警察等、関係機関が連携を強めていく活動を推進します。

施策名	内容
通学路等の防犯活動の推進 【社会教育課】 【教育課】 【地域課】 【関係各課】	通学路等の安全を確保するため、防犯パトロールを実施するとともに、不審者などから子どもを守る「子ども110番の家」の設置を推進しています。 今後も、地区青少年協議会や防犯協会によるパトロール等、地域住民が連携して防犯活動を推進します。
防犯設備等の整備 【地域課】	犯罪の防止と通行の安全を守るため、防犯カメラや防犯灯等の防犯設備の整備や通行者に注意を促す看板の設置を推進します。
防犯に配慮した公共施設等の整備・管理 【地域課】 【教育課】	「防犯まちづくりにおける公共施設等の整備・管理に係る留意事項」の実施により、防犯に配慮した公共施設等の整備・管理を図ります。

3 子どもを取り巻く有害環境への対応の推進

(1) 子どもを取り巻く有害環境への対応の推進

近年、犯罪の増加や凶悪化が進み、子どもを狙った犯罪も増えています。また、スマートフォン等の普及とともに、長時間利用による生活リズムの乱れが生じたり、有害サイトへアクセスしやすくなったりしているなど、生命・健康の安全を確保するために一層の対策が必要となっています。特に犯罪や性に関する問題が顕著であり、正しい知識や情報の普及・啓発による予防が求められます。

町では青少年問題協議会を中心に、青少年が安全に安心して地域で生活することのできる環境づくりを推進しています。町民の参加・協力を得ながら、子どもの安全の確保に全体で取り組むことのできる地域社会づくりの推進に努めます。

施策名	内容
子どもの生活環境の向上と有害環境の改善 【社会教育課】	青少年問題協議会では「年間を通じたあいさつ運動」をはじめとした啓発活動に努めていますが、今後も住民の協力を得ながら、子どもを有害環境から守る地域社会づくりを推進します。
インターネットの適切・安心・安全な利用の普及啓発 【社会教育課】 【指導課】	子どもが利用する携帯電話におけるフィルタリング・ソフトまたはサービスの普及促進等に努め、有害情報から子どもを守ります。 各種メディアへの過度な依存による弊害について啓発するとともに、情報モラル教育を推進します。

第5節 支援が必要な子どもと家庭への取組みの推進

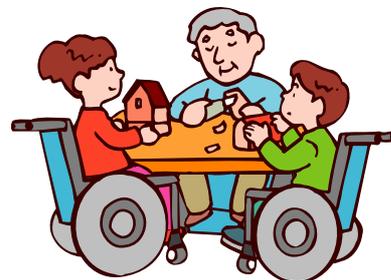
- 1 子どもの虐待防止
(1) 子どもの虐待防止
- 2 ひとり親家庭の自立支援
(1) 自立に向けた支援
- 3 障がいのある子どものための施策の充実
(1) 障がいのある子どもと親への支援
(2) 保育、学習援助と機会の保障

児童虐待、ひとり親家庭、障がい児等、支援が必要な子どもや家庭が年々増えており、その対応にはきめ細やかな取組みが必要です。

児童虐待対策については、児童虐待による深刻な被害が発生してはならないとの認識のもと、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制を構築し、相互に情報共有することで、発生予防、早期発見・早期対応をすることが必要です。

ひとり親家庭の自立支援対策については、母子並びに父子及び寡婦福祉法等の規程を踏まえ、きめ細やかな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、地域の現状を把握しつつ、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を総合的に実施していくことが必要です。

障がい児施策については、障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進、関係機関の円滑な連携による総合的な取組みの推進、保護者に対する育児相談体制の充実、保育所等への受け入れの推進が必要です。



1 子どもの虐待防止

(1) 子どもの虐待防止

子どもの人権を侵害する児童虐待が大きな問題となっています。

虐待への対応において、早期発見や適切な保護を図るためには、関係機関が児童等に関する情報や支援方針を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であり、町では平成20年に要保護児童対策地域協議会を設置しました。今後も、様々な困難ケースに対して、要保護児童対策地域協議会の関係機関が連携し、適切な支援を行っていきます。

施策名	内容
要保護児童対策地域協議会の充実 【福祉課】 【関係各課】	児童虐待の予防・早期発見・早期対応を図るため、関係機関の役割分担の調整や相互の連携を図る要保護児童対策地域協議会の機能を充実させます。
早期発見と早急な対応等 【福祉課】 【健康課】 【指導課】	子ども家庭支援センターや保健センター等での相談、乳幼児健康診査時における身体の様子を観察、関係機関の情報提供により児童虐待の早期発見と早急な対応を図ります。 また、地域での情報が重要であり、児童虐待を発見した際には、関係機関と十分連携できる支援体制を整えます。

2 ひとり親家庭の自立支援

(1) 自立に向けた支援

離婚が増加するなかで、ひとり親のもとで養育される子どもたちが増加し、このことによって子どもの環境も変化しています。就労したいが子どもがまだ小さく、ほかに養育してくれる人がいない場合、経済的にも精神的にもその生活は厳しいものとなっています。

こうした家庭に対しては、民生委員・児童委員等が地域で自立のための相談に当たるとともに、保育所への入所をはじめ、児童扶養手当の支給や医療費の助成、母子及び父子福祉資金の貸し付けなど各種支援制度の周知・活用に努めています。

今後、地域におけるひとり親家庭等の現状の把握に努めるとともに、その自立が一層促進されるよう子育てや生活支援、就労支援、経済的支援など総合的な支援に努めます。

施策名	内容
自立支援の拡充 【福祉課】	就労のための資格取得や職業訓練への助成、就労相談を実施する専門機関の紹介等により、自立に向けた支援に努めます。また、児童手当等の支給や母子及び父子福祉資金等の貸付等の経済的支援により、ひとり親家庭の自立促進を図ります。

日常生活の援助 【福祉課】	子ども家庭支援センターで実施しているファミリー・サポート・センター事業や社会福祉協議会で実施している有償家事援助サービス等を紹介し、対応します。 ひとり親家庭を対象とした家事援助のためのホームヘルプサービスは、現在実施していません。ニーズ調査結果で要望は多くありませんでしたが、検討を継続します。
ひとり親家庭等 医療費助成の充実 【福祉課】	国民健康保険や社会保険に加入しているひとり親家庭等を対象に診察を受けたときの健康保険適用医療費の自己負担額の全部、または一部を助成します。 また、所得制限の撤廃について都に要望します。

3 障がいのある子どものための施策の充実

(1) 障がいのある子どもと親への支援

障がいのある子どものための施策では、乳幼児期に疾病や障がいを早期に発見し、早期対応を図ることが重要となります。障がい児や発達障がい児等の相談体制を整備し、障がいのある子どもとその親を地域全体で支えていくネットワークづくりに努めます。

また、近年増えつつある自閉症や学習障がい（LD）といった発達障がいについての理解を深め、幼少期から支援を行っていく体制を確立する必要があります。

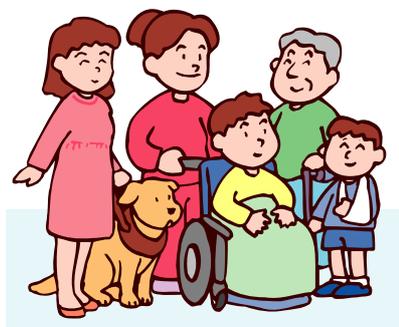
施策名	内容
相談体制の充実 【福祉課】	障がいのある子どもをもつ親の精神的負担の軽減を図り、子どもの発達を促すため、障がい児や発達障がい児等の相談体制の充実を図り、相談者のニーズに応じたサービスの提供に努めます。また、これに伴い関連機関との連携を強化します。
発達障がい等支援の充実 【指導課】	自閉症、アスペルガー症候群、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）やその傾向のある子どもと親に対し、必要とする支援を行うことができる体制を確立します。
障がいのある子どもをもつ親を対象とした子育てサロンの推進 【福祉課】	障がいや発達の遅れのある子どもをもつ親同士が交流し、仲間づくりや情報交換、子育て相談等を行う子育てサロンの実施について、検討を継続します。

(2) 保育、学習援助と機会の保障

障がいのある子どもの通園、通学は多くの課題がありますが、町ではすべての保育園・幼稚園で障がいのある子どもを受け入れ、学童保育クラブも一部受け入れています。また、小・中学校では本人及び保護者の意思を尊重するとともに学ぶ機会を確保しています。

また、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）などの発達障がいのある子どもへ、特別支援教育を進めるための体制づくりに努めます。

施策名	内容
障がい児保育の拡充 【福祉課】 【指導課】	保育園・幼稚園、学童保育クラブへの障がいのある子どもの受け入れを拡充するとともに、各関係機関との連携を強化します。
障がいのある子どもの円滑な就学支援の推進 【福祉課】 【指導課】 【教育課】	子どもの成長により保育園・幼稚園から小学校へ、小学校から中学校への就学が円滑に進むよう、相談体制の充実と、保護者や関係機関との連携を強化します。
発達障がいのある子ども等への学習援助の充実 【指導課】	発達障がいのある子どもに対して、特別支援教室の活用をはじめ、特別な支援が必要な児童・生徒が学級指導に対応できるように、個別の状況に合わせて適正な人的配置等を行います。
特別支援教育の充実 【指導課】	教員が、特別支援教育についての基本的な知識・理解、指導方法等についての共通理解を図るための研修や、校内委員会の充実を通じて、教員の資質の向上を目指し、きめ細かな対応ができるよう努めます。



第 6 章

計画の推進

1 計画推進の体制

◎「瑞穂町子ども・子育て会議」による進捗状況の確認及び審議

子ども・子育て支援法第77条第1項第4号で規定されている「子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること」は、瑞穂町子ども・子育て会議の役割です。進捗状況の管理については、同会議で行うものとします。

◎住民及びサービス利用者等から寄せられた意見を整理

第三者評価やアンケート調査等による意見を集約、整理し、今後の事業のあり方について検討すべき情報を取りまとめます。

◎瑞穂町子ども・子育て会議等の意見を担当課に提供

事業の運営状況等を的確に把握し、随時必要な措置を講じるとともに、住民から寄せられた意見等も体系的に整理し、課題を見出し、より良いサービスの提供が可能となるよう働きかけます。



2 進捗状況の管理及び公表

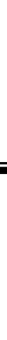
◎進捗状況の管理は、進捗状況等管理票で実施

進捗状況を管理するために、年度ごとに「子ども・子育て支援事業進捗状況等管理票」を作成します。管理票は、該当年度の取組状況、達成度、翌年度の取組見込み、効果や成果、課題等を明確にし、「瑞穂町子ども・子育て会議」委員の意見を記録します。

◎進捗状況についてホームページで公表

「第4章 計画の基本的事項」については、毎年度、各事業の進捗状況や達成度等について確認及び把握し、ホームページで公表していきます。

資料編



1 瑞穂町子ども・子育て会議条例

〔平成25年9月6日〕
〔条例第15号〕

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、瑞穂町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を所掌する。

(組織)

第4条 会議は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する委員12人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 子ども・子育て支援に関する団体から推薦を受けた者 4人以内
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 3人以内
- (4) 子どもの保護者 2人以内
- (5) 公募による住民 2人以内

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、議長となる。
2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は委員以外の者に対し資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、福祉部において処理する。

(委員の報酬及びその支給方法)

第10条 委員の報酬及びその支給方法については、瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年条例第10号）の定めるところによる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 民生委員推薦会委員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議会長	日額 5,000円
同 委員	日額 4,000円
同 委員（学識経験者）	日額 9,000円

2 平成25年度瑞穂町子ども・子育て会議委員募集要項

1 公募の趣旨

この要項は、瑞穂町子ども・子育て会議条例（平成25年条例第15号。以下「条例」という。）第1条の規定により設置される瑞穂町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）における条例第4条第5号で規定する委員の公募について、必要な事項を定めるものです。

2 募集内容

- (1) 募集人員 2人
- (2) 対 象 瑞穂町在住の20歳以上（平成25年4月1日現在）の方
- (3) 任 期 委嘱した日から平成27年3月31日まで
※会議の開催は年3回程度
- (4) 報 酬 会議1回出席につき4,000円

3 応募資格

- (1) 瑞穂町内に住所を有し、平成25年4月1日において20歳以上の方
- (2) 平日夜間に開催される会議に出席可能であること。
- (3) 応募日現在、町の審議会等の委員に委嘱されていないこと。

4 申込等

(1) 募集要項の公表及び配布

場所	期間
①瑞穂町福祉部福祉課児童係、情報公開コーナー（瑞穂町役場1階） ②あすなろ児童館 ③子ども家庭支援センターひばり ④長岡・元狭山・武蔵野コミュニティセンター ⑤瑞穂町図書館	平成25年9月9日（月）から10月15日（火）まで（土・日曜日を除く。） 午前8時30分から午後5時まで
瑞穂町ホームページ http://www.town.mizuho.tokyo.jp/	平成25年9月9日（月）から10月15日（火）まで

(2) 申込期間

平成25年9月17日（火）から10月15日（火）まで
（土・日曜日及び祝日を除く。）
午前8時30分から午後5時まで

(3) 申込方法

次号の提出書類を次の①又は②に提出してください。

①来庁の場合

瑞穂町役場 1階 福祉部福祉課児童係

②郵送の場合

〒190-1292

東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地

瑞穂町 福祉部 福祉課 児童係 宛

(4) 提出書類

①瑞穂町子ども・子育て会議委員応募用紙

②瑞穂町子ども・子育て会議委員応募原稿用紙

※氏名、略歴、応募動機(400字程度)等の必要事項を記入してください。

※提出書類は、理由のいかんを問わず返却しません。

※記入いただいた個人情報については、委員の選考及び選考結果通知のみに利用します。

5 選定の基準等

(1) 選定方法

次に掲げる選定の基準に照らして総合的に審査し、最も適当と認める者を選定します。

①町政への参画意欲があること。

②応募動機が適正であること。

③条例の適正な運用について関心があること。

④委員の年齢構成、性別等のバランスを考慮します。

(2) 選定結果の通知

選定結果については、平成25年10月下旬までにすべての応募者に通知します。

6 問合せ先

瑞穂町福祉部福祉課児童係

住 所 〒190-1292

東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地

電話番号 (042) 557-7624

FAX番号 (042) 556-3401

E-mail fukusi@town.mizuho.tokyo.jp

3 瑞穂町子ども・子育て会議委員名簿

《任期 平成25年10月1日～平成27年3月31日》

(敬称略)

職	氏名	所属等	備考
会長	佐々加代子	学識経験者	平成26年8月18日まで
委員	朝倉 和子		平成26年8月19日から
副会長	清水 育代	主任児童委員	
委員	風間 美奈	青少年委員	
〃	堀池 佳子	サークル	
委員及び会長	戸田 祐佳	サークル	※平成26年8月19日から会長に就任
委員	下田 智子	認可保育所園長	
〃	竹下 泰子	認証保育所園長	
〃	沖 悟	幼稚園園長	
〃	田中久美子	保育園保護者	平成26年3月31日まで
〃	岡部 江里		平成26年4月1日から
〃	城戸 昌美	幼稚園保護者	平成26年3月31日まで
〃	鈴木 香美		平成26年4月1日から
〃	白石 法博	一般公募	平成25年10月25日から

	氏名	職	備考
事務局	横澤 和也	福祉課長	平成26年10月31日まで
〃	高橋 幹夫		平成26年11月12日から
〃	石川 修	福祉課 児童係長	
〃	栗原 康弘	福祉課 児童係 主任	

4 (仮称)瑞穂町子ども・子育て支援事業計画(素案)に対する意見募集要領

1 目的

この要領は、(仮称)瑞穂町子ども・子育て支援事業計画(以下「当該計画」という。)の策定に当たり、より住民ニーズを踏まえたものとするため、広く町民の皆様から、当該計画(素案)に対する意見を募集するものです。

2 対象者

意見等を提出することができる方は、次のいずれかに該当する方です。

- (1) 町内に住所を有する方
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

3 当該計画(素案)公表の時期及び方法

(1) 公表の時期

平成27年1月26日(月)～2月10日(火)

(2) 公表の方法

①瑞穂町ホームページへの掲載

URL <http://www.town.mizuho.tokyo.jp/>

②窓口での閲覧

次の窓口で閲覧できます。各施設の休館日は閲覧できません。

- | | |
|-----------------|--------------|
| ◆瑞穂町役場福祉課 | ◆スカイホール |
| ◆保健センター | ◆あすなろ児童館 |
| ◆子ども家庭支援センターひばり | ◆瑞穂町図書館 |
| ◆長岡コミュニティセンター | |
| ◆元狭山コミュニティセンター | |
| ◆武蔵野コミュニティセンター | |
| ◆ふれあいセンター | ◆町内各保育園及び幼稚園 |
| ◆各学童保育クラブ | |

4 意見の受付期間及び提出方法

(1) 受付期間

平成27年1月26日(月)～2月10日(火)

※郵送の場合は、2月10日付け消印まで有効です。

(2) 提出方法

意見書の様式は問いませんが、当該計画に対する意見、氏名、年齢、性別、職業、住所、連絡先(電話番号、FAX番号又は電子メールアドレス)を明記のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。

①持参

意見書を直接提出先に持参してください。

提出先 瑞穂町役場 福祉部 福祉課 児童係

②郵送

意見書を封書で送付してください。なお、封筒に「瑞穂町子ども・子育て支援事業計画（素案）に関する意見」と記載してください。

郵送先 〒190-1292

西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地

瑞穂町 福祉部 福祉課 児童係 宛

③FAX

意見書をFAXで送信してください。なお、件名は「瑞穂町子ども・子育て支援事業計画（素案）に関する意見」と記載してください。

送信先 FAX番号（042）556-3401

④電子メール

意見書をテキスト形式で送信してください。なお、電子メールの件名は「瑞穂町子ども・子育て支援事業計画（素案）に関する意見」としてください。

送信先 電子メールアドレス

fukusi@town.mizuho.tokyo.jp

※電話でのご意見はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。

5 意見の取扱い

- (1) 当該計画の策定は、提出いただいた意見を考慮したうえで行います。
- (2) 提出いただいたご意見については、氏名、住所及び電話番号を除き、すべて公開される可能性があります。
- (3) 受付期間内に到着しなかったもの及び下記のいずれかに該当するものについては、無効とします。
 - ①個人や特定の団体を誹謗中傷するもの
 - ②個人や特定の団体の財産又はプライバシーを侵害するもの
 - ③個人や特定の団体の著作権を侵害するもの
 - ④公序良俗に反するもの
 - ⑤営業活動等営利を目的としたもの
- (4) 提出いただいたご意見に対する個別の回答はしません。

6 問合せ先

瑞穂町福祉部福祉課児童係

住 所 〒190-1292

東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地

電 話 番 号 (042) 557-7624

F A X 番 号 (042) 556-3401

E - m a i l fukusi@town.mizuho.tokyo.jp

5 瑞穂町子ども・子育て会議実施経過

日時・場所	内 容
日時 平成25年11月1日 午後6時30分～ 場所 瑞穂町民会館1階第2会議室	平成25年度子ども・子育て会議（第1回） ・委嘱状交付 ・会長及び副会長の互選 ・報告事項 ①子ども・子育て支援新制度について ②子ども・子育て会議について ・協議事項 ①子ども・子育て支援事業計画策定に伴うニーズ調査について
日時 平成25年11月13日 午後6時30分～ 場所 瑞穂町民会館1階第2会議室	平成25年度子ども・子育て会議（第2回） ・協議事項 ①子ども・子育て支援事業計画策定に伴うニーズ調査票について ②その他
日時 平成26年3月19日 午後6時30分～ 場所 瑞穂町民会館1階第1会議室	平成25年度子ども・子育て会議（第3回） ・協議事項 ①子ども・子育て支援事業計画策定に伴うニーズ調査結果について ②来年度のスケジュールについて ③その他
日時 平成26年5月19日 午後6時30分～ 場所 瑞穂町民会館1階第2会議室	平成26年度子ども・子育て会議（第1回） ・報告事項 ①子ども・子育て支援新制度の概要について ②次世代育成支援行動計画の進捗状況について ③子ども・子育て支援事業計画策定に伴うニーズ調査 自由意見欄について ④その他 ・協議事項 ①子ども・子育て支援事業計画策定へのアプローチについて ②区域設定について ③今年度の子ども・子育て会議スケジュールについて ④その他
日時 平成26年6月27日 午後6時30分～ 場所 瑞穂町子ども家庭支援センターひばり2階会議室	平成26年度子ども・子育て会議（第2回） ・報告事項 ①子育て支援の現状について ②子ども・子育て支援事業に関するニーズ量について ③子ども・子育て新制度に伴う条例制定について ④次回子ども・子育て会議スケジュールについて ⑤その他
日時 平成26年7月14日 午後6時30分～ 場所 瑞穂町民会館1階第2会議室	平成26年度子ども・子育て会議（第3回） ・報告事項 ①子ども・子育て支援事業計画〈骨子案〉について ②次世代育成支援行動計画（後期計画）の進捗状況について ③子ども・子育て支援新制度に伴う条例制定について ④その他 ・協議事項

	<ul style="list-style-type: none"> ①子ども・子育て支援事業計画策定に伴うニーズ調査結果報告書（別冊）～自由意見～について ②子ども・子育て会議スケジュールについて ③その他
<p>日時 平成26年8月5日 午後6時30分～</p> <p>場所 瑞穂町民会館1階第1会議室</p>	<p>平成26年度子ども・子育て会議（第4回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告事項 <ul style="list-style-type: none"> ①会長の退任について ②その他 ・協議事項 <ul style="list-style-type: none"> ①子ども・子育て会議スケジュールについて ②子ども・子育て支援事業計画〈案〉について ③次世代育成支援行動計画（後期計画）の進捗状況について ④その他
<p>日時 平成26年8月26日 午後6時30分～</p> <p>場所 瑞穂町民会館1階第1会議室</p>	<p>平成26年度子ども・子育て会議（第5回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告事項 <ul style="list-style-type: none"> ①新委員の紹介について ②その他 ・協議事項 <ul style="list-style-type: none"> ①次世代育成支援行動計画（後期計画）の進捗状況について ②子ども・子育て支援事業計画〈案〉について ③子ども・子育て会議スケジュールについて ④その他
<p>日時 平成26年9月29日 午後6時30分～</p> <p>場所 瑞穂町民会館1階第1会議室</p>	<p>平成26年度子ども・子育て会議（第6回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告事項 <ul style="list-style-type: none"> ①新委員の紹介について ②その他 ・協議事項 <ul style="list-style-type: none"> ①子ども・子育て支援事業計画の事業見込み量及び確保策について ②子ども・子育て支援事業計画〈案〉について ③子ども・子育て会議スケジュールについて ④その他
<p>日時 平成26年10月28日 午後6時30分～</p> <p>場所 瑞穂町民会館1階第1会議室</p>	<p>平成26年度子ども・子育て会議（第7回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告事項 <ul style="list-style-type: none"> ①事前配付資料の内容について ②その他 ・協議事項 <ul style="list-style-type: none"> ①子ども・子育て支援事業計画〈案〉について ②子ども・子育て会議スケジュールについて ③その他
<p>日時 平成27年1月20日 午後6時30分～</p> <p>場所 瑞穂町民会館1階第1会議室</p>	<p>平成26年度子ども・子育て会議（第8回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告事項 <ul style="list-style-type: none"> ①パブリックコメントの実施について ②平成27年度子ども・子育て会議委員の募集について ③小規模保育所の新設に伴う定員の確認について ④その他 ・協議事項 <ul style="list-style-type: none"> ①（仮称）子ども・子育て支援事業計画（素案）について ②子ども・子育て会議スケジュールについて ③その他

<p>日時 平成27年2月25日 午後6時30分～</p> <p>場所 瑞穂町民会館1階第1会議室</p>	<p>平成26年度子ども・子育て会議（第9回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告事項 <ul style="list-style-type: none"> ①パブリックコメントの結果報告について ②その他 ・協議事項 <ul style="list-style-type: none"> ①（仮称）子ども・子育て支援事業計画〈案〉の策定について ②その他
---	---

瑞穂町子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

発行 瑞穂町

企画・編集 瑞穂町福祉部福祉課児童係

〒190-1292

東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地

TEL (042) 557-7624 (直通)

FAX (042) 556-3401 (代表)

